

官報

号 外
国会会議録

令和八年六月十六日

○第二百二十一回 衆議院會議録 第二十五号

令和八年六月十六日(火曜日)

議事日程 第二十一号

令和八年六月十六日

午後一時開議

第一 郵政民営化法等の一部を改正する法律案

(総務委員長提出)

第二 刑事訴訟法の一部を改正する法律案(西村智奈美君外三名提出)

第三 刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 郵政民営化法等の一部を改正する法律案(総務委員長提出)

日程第二 刑事訴訟法の一部を改正する法律案(西村智奈美君外三名提出)

日程第三 刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律案(内閣提出)

国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

令和八年六月十六日 衆議院會議録第二十五号

午後一時二分開議

○議長(森英介君) これより會議を開きます。

○議長(森英介君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(森英介君) 御異議なしと認めます。

日程第一 郵政民営化法等の一部を改正する法律案(総務委員長提出)

○議長(森英介君) 日程第一、郵政民営化法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。総務委員長古川康君。

郵政民営化法等の一部を改正する法律案(本号末尾に掲載)

〔古川康君登壇〕

○古川康君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、郵政事業を取り巻く社会経済情勢の変化に鑑み、郵政事業に係る基本的な役務の確保を

図る観点から日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の見直しを行うほか、日本郵便株式会社について基盤的サービス提供業務を本来業務に追加し、地域貢献業務の実施の努力義務を定め、日本郵政株式会社による地域貢献基金の設置について定めるとともに、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金を拡充する等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る十一日、総務委員会におきまして、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

なお、本委員会におきまして、郵政事業に係る基本的な役務の確保等に関する件について決議が行われたことを申し添えます。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

日程第二 刑事訴訟法の一部を改正する法律案(西村智奈美君外三名提出)

日程第三 刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(森英介君) 日程第二、西村智奈美君外三名提出、刑事訴訟法の一部を改正する法律案、日程第三、内閣提出、刑事訴訟法の一部を改正する

法律案、右兩案を一括して議題といたします。委員長長の報告を求めます。法務委員長井上英孝君。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(西村智奈美君外三名提出)及び同報告書

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔井上英孝君登壇〕

○井上英孝君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、内閣提出の法律案は、近年における刑事事件の再審の手続をめぐる諸事情に鑑み、同手続が非常救済手続としてより適切に機能するようにするため、再審請求審における証拠の提出命令、再審開始の決定に対する検察官の不服申立て、再審の手続における裁判官の除斥、再審請求審において審理を要するものを選別するための調査手続、審理を要すると判断されたものについての審判手続その他の再審の手続等に関する規定の整備を行うおとすものであります。

次に、西村智奈美君外三名提出の法律案は、再審制度によって冤罪の被害者を適正かつ迅速に救済し、その基本的人権の保障を全うする観点から、再審又は再審の請求に係る被告事件の裁判に関与した裁判官の除斥及び忌避、再審の請求の手続における検察官保管証拠等の開示命令等について定めるとともに、再審開始の決定に対して検察官の不服申立てを認めないこととするものであります。

両法律案は、去る五月二十六日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託されました。

委員会においては、同日平口法務大臣及び提出者西村智奈美君からそれぞれ趣旨の説明を聴取し、二十七日質疑に入りました。二十九日及び六月九日には参考人から意見を聴取し、十日高市内閣総理大臣に対する質疑を行いました。

十二日、内閣提出の法律案に対し、自由民主党・無所属の会、日本維新の会及び参政党の共同提案により、政府による検討事項の例示の追加及び検察官による任意での証拠の提出又は開示に係る運用上の措置の適切な実施に関する規定の追加を内容とする修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、両法律案及び修正案について一括して質疑を行い、質疑を終局いたしました。

質疑終局後、内閣提出の法律案に対し、国民民主党・無所属クラブから、裁判所の職権による証拠開示命令制度を創設すること等を内容とする修正案が提出され、提出者から趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、両法律案及び両修正案を一括して討論を行い、順次採決した結果、まず、西村智奈美君外三名提出の法律案は賛成少数をもって否決すべきものと決しました。次に、内閣提出の法律案については、国民民主党・無所属クラブ提案に係る修正案は賛成少数をもって否決され、自由民主党・無所属の会、日本維新の会及び参政党の共同提案に係る修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、修正議決すべきものと決しました。

なお、内閣提出の法律案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長 森英介君 討論の通告があります。順次これを許します。平林晃君。

(平林晃君登壇)

○平林晃君 中道改革連合・無所属の平林晃で

会派を代表し、刑事訴訟法の一部を改正する法律案の政府提出案に反対、中道改革連合、チームみらい、日本共産党提出の対案、衆法第九号に賛成の立場から討論を行います。(拍手)

冤罪は、被害者やその御家族の人生を大きく狂わせ、時にはその生命をも奪いかねない国家による究極の人権侵害であり、この冤罪を救済する唯一の方法が再審制度です。法的安定性の重要性は言うまでもありませんが、一定の重大な瑕疵があった場合には、三審制の下で確定した有罪判決であっても是正することは当然であります。そして、憲法の理念に照らしても、無辜の救済が迅速かつ確実に行われなければならないことは言うまでもありません。

現行の刑事訴訟法が施行されてから七十七年。この間、通常審で死刑が確定し、再審により無罪となつた方は五名もいらっしゃいます。もし執行されていれば、取り返しはつきません。

冤罪被害者の救済には、これまで多くの年月を要してきました。袴田巖さんは、逮捕から再審無罪を勝ち取るまで五十八年、半世紀以上を経なければなりません。今この瞬間も、塀の中で、まさに光の見えない中、再審無罪を勝ち取るうと戦っている人もいます。どうしてこんなに時間がかかるのでしょうか。

再審請求審において、検察官が無罪につながる証拠を出し渋り、ようやく裁判所で再審開始が決定されても、検察官が不服を申し立てる。これが長年にわたる機械的、形式的に繰り返されてきた

ことは、紛れもない事実です。

この立法事実を、立法院、そして我々国会議員の一人一人が重く受け止める必要があります。そして、冤罪で苦しまれた被害者と御家族の声に真摯に耳を傾け、再審法の改正につなげなければなりません。

問題は冤罪事件にとどまりません。プレサンス事件や大川原化工機事件における捜査機関の過度な取調べをめくり、いわゆる人質司法の問題も指摘されています。また、佐賀県警科捜研職員によるDNA型鑑定の不正問題をめぐっては、科学捜査の根幹を揺るがす極めて深刻な事態を招いています。にもかかわらず、警察は、第三者による検証を全く受け入れようとしていません。刑事司法への国民の信頼は完全に失墜しています。

こうした深刻な事態を憂慮し、半数以上の国会議員が超党派で参加して、えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟が発足されました。同議連では、再審制度の不備を是正すべく真摯に議論を重ね、令和七年五月、冤罪被害者救済のための要綱案を取りまとめました。検察官保管証拠等の開示命令、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての全面禁止など、まさに冤罪被害者の気持ちに寄り添い、冤罪を生まないための内容となっております。

この議連の動きに突き動かされたかのように、政府は、再審制度についての諮問を法制審議会に行いました。ところが、法制審の学者委員六名の中には再審研究の専門家が一人も含まれておらず、再審制度の課題に真正面から向き合う構成となつているのかなど、多くの疑問が指摘されました。

その上で、本年二月に法務大臣に提出された法制審議会の答申は、冤罪被害者の気持ちに寄り添

うどころか、検察官の検察官による検察官のための改正案になっておりました。

すなわち、再審開始決定に対する検察官の不服申立てでもこれまでどおり認め、いわゆる証拠開示の制度についても、再審請求者本人に証拠を直接開示せず、裁判所に提出される証拠の範囲もこれまでの証拠開示の運用よりも狭まるおそれがあるなど、議連案潰しのための諮問であつたことは明らかです。法制審議会総会の採決では、四名もの委員が反対するという異例の事態になりました。

法制審議会の答申を基に作成された政府案に対して三月から自民党内で議論が交わされましたが、心ある議員の理解を得られるはずもなく、激論になつたのは当然のことです。法務省も激しく抵抗する中、三度の修正を経て政府案が国会に提出されたのは、期限から一月も遅れた五月十五日でした。

提出された政府案は、法制審答申が認めていた検察官による不服申立てを原則禁止することとしたものの、十分な根拠がある場合には不服申立てを行う余地を残すものであります。証拠提出命令制度については、現行法の運用よりも証拠開示が後退するおそれがあるどころか、提出された証拠の目的外使用を禁ずるなど、冤罪被害者の支援を困難にし、報道の自由に縛りをつける内容となつていました。これでは、冤罪被害者に寄り添い、国民の強い不信を払拭するものには到底なり得ません。

被害者のプライバシーに十分配慮するのは当然です。しかし、証拠が支援者やメディアの目に留まることによつて、多くの事件において無辜の救済へとつながつてきたことも事実であります。よつて、証拠の目的外使用の一律禁止には強く反対いたします。

私たち中道改革連合は、超党派議連が取りまとめた要綱案を踏まえ、幅広い証拠開示、検察官の不服申立てを全面禁止する内容の刑事訴訟法の一部を改正する法律案を対案として今国会に提出いたしました。本来であれば、この法案こそ賛成多数で可決すべきであります。

法務委員会における二十時間以上の議論を通じて明らかにしたことは、国民の不信に比べようとしてない法務省の姿勢です。証拠を再審請求者に対して直接開示することの後ろ向きであるどころか、検察官が保有する証拠の一覧表ですら再審請求者への開示を拒む姿勢に、反省の色は全く見られませんでした。

検察官の不服申立てを例外的に認める十分な根拠については、自民党の審査において政府が十分な説明を行わなかったため、検察官の行為規範でしかないことが委員会審議で初めて明らかになるなど、法務・検察当局への不信が更に深まる結果となってしまいました。

袴田巖さんの姉、ひで子さんは、六月九日の参事人質疑でこうおっしゃいました。よい証拠も悪い証拠も全部出して裁判をやっていた、だから、抜け道のないように御検討いただきたい。さらに、我々国会議員に対して、神様が作った法律ではございません、人間が作った法律を人間として改正していただきたいとも訴えられました。

こうした思いに応えるために立法府が今なすべきことは、立法事実に基づいた規律を明確に制度化することであり、検察の運用に委ねるような法改正ではありません。しかし、政府案は、検察官のための抜け道をなお数多く残し、冤罪被害者及びその御家族に寄り添う内容になっていません。

よって、我々は、政府提出法案に反対し、中道改革連合、チームみらい、日本共産党提出の対

案、衆法第九号に賛成することを強く申し上げ、私の討論といたします。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

○議長(森英介君) 神田潤一君。

(神田潤一君登壇)

○神田潤一君 自由民主党・無所属の会の神田潤一です。

私は、与党を代表して、ただいま議題となりました内閣提出の刑事訴訟法の一部を改正する法律案及び修正案について、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

無辜の者が処罰されることは絶対に許されません。万が一そのような事態が生じた場合には、一刻も早くその救済が図られなければならず、再審制度は、そのための最後のとりでとして極めて重大な役割を担うものです。

しかし、近時、再審手続の長期化や、証拠開示をめぐる問題が深刻な課題として浮き彫りとなりました。特に、逮捕されてから再審無罪判決の確定まで、袴田事件では五十八年、福井女子中学生殺人事件でも三十八年かかり、日野町事件では、再審請求者が逮捕から二十三年後に亡くなり、それから更に十五年たった今年二月に再審開始が確定しました。

こうした事態は、刑事司法に対する国民の信頼を揺るがすものであり、その解決は立法府に課せられた急務です。

本法律案は、証拠の提出命令制度の創設や検察官の不服申立ての原則禁止を始めとする改正を通じて、誤判からの迅速な救済を実現するものであり、現行の再審制度の課題を解決し、制度を大きく前進させるものであると確信しています。

まず、証拠の提出命令制度について申し上げます。

再審請求審における証拠開示については、明文規定がないため、開示をめぐる争いが生じて審理が遅延するなどの問題がありました。本制度は、裁判所が、一定の要件の下、検察官に証拠の提出を命じなければならず、さらに、命令を受けた検察官に提出義務を負わせるものであり、必要な証拠の迅速な提出を実現するものです。

本制度については、提出される証拠の範囲が現状より狭くなるおそれがあるとの懸念も示されましたが、委員会審議を通じて、対象となる証拠の範囲は相当の広がりを持つ上、本制度は、従来の実務運用に加えて、裁判所と検察官に義務を課すものであることから、制度創設後も必要かつ十分な証拠が提出されることが明確となりました。

また、本法律案においては、証拠の提出命令制度の創設に伴い、再審手続について、証拠の目的外使用の禁止に関する規定を整備することとしています。証拠の目的外使用の禁止は、被害者等の関係者のプライバシーを保護し、捜査手法のような機微な情報の漏えいを防止することなどを目的とするものであり、重要な意義を有しています。

本規定の下でも、再審請求手続又はその準備を目的とする使用が許されることや、本規定に違反した場合の措置については、証拠の内容や行為の目的、態様など個別事情が考慮されることなどから、これにより、再審請求のための立証準備や支援活動等が不当に制約されるおそれはないことが委員会審議を通じて確認されました。

次に、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての原則禁止について申し上げます。

再審開始決定に対する不服申立ては、確定判決による法的安定性の観点から重要な機能を果たすものです。もともと、過去の再審無罪事件を見ると、検察官の不服申立てが結果的に再審手続を長

期化させるだけに終わったものが存在することは否定できません。本法律案は、不服申立てを全面的に禁止するのではなく、原則禁止とし、十分な根拠がある場合に限り例外的に認めることで、法的安定性の要請と誤判からの迅速な救済という二つの要請を適切に調和させるものです。

再審開始決定に対する不服申立ての原則禁止については、実効性を欠くとの懸念も示されました。しかし、委員会審議を通じて、本法律案では、種々の実効性担保のための規定を設けており、十分な根拠を欠く場合には、通常、不服申立てが棄却されることなどから、十分に実効性が担保されていることが明らかになりました。

さらに、本法律案においては、再審開始決定に対する不服申立てがなされた場合には、再審請求手続の迅速化を図る観点から、申立ての受理日から一年以内に係属裁判所による決定がなされるように努めることもされています。

こうした点が、我々自由民主党内での三十二時間を超える激論や、今回の法務委員会での審議を通じて修正され、改善された一方で、全ての手続を法律の条文で縛ることは難しいとも考えられ、今回の法改正の立法趣旨が実現するかどうかは、本法律の成立後の検察や裁判所における運用に委ねられる面が残ってしまいます。

それでも、自由民主党内での議論や今国会での審議等を通じて、様々な論点について大変熱のこもった議論が行われ、幾つかの重要な点が修正され、改善されたことについては、私は、そのプロセス自体が、関係者が襟を正してこれからの運用をこれまで以上に適切なものへと向上させていくことにつながるのではないかと期待を持っています。そして、本法律案では、こうした我々の期待を五年ごとの見直しでしっかりと確認していくことも規定されております。

委員会においては、袴田巖さんの姉である袴田ひで子さんから、参考人としての意見陳述の中で、人間が作った法律を人間として改正していただきたいと、心の底から絞り出すような声での訴えがありました。

刑事司法だけでなく、それを現場で運用する検察や警察に対する国民からの信頼が問われているこの刑事訴訟法改正の議論では、かつて県警本部長もお務めになり、法務大臣政務官、法務副大臣も務めた平口法務大臣だからこそ、検察、警察の今後の在り方に対してリーダーシップを示すことができると思います。

この法案が衆議院で可決された場合には、その先の参議院で、是非、冤罪被害者の心情に寄り添い、大臣御自身の言葉と強いリーダーシップを通じて、刑事司法に対する国民からの信頼の回復を果たしていただきたいと期待いたします。

これまで申し上げたとおり、本法律案については、委員会等において大変熱のこもった議論が重ねられ、そこで示された課題等を踏まえた修正案と併せて、幅広く支持され得るものとなりました。

なお、中道改革連合、チームみらい及び日本共産党共同提出の法律案については、考えを異にするものであり、反対いたします。

最後に、法務委員会で涙ながらに質問した我が党の先輩の言葉をかりれば、七十七年ぶりとなる本法律の改正案が一日も早く可決され、それが日本の刑事司法の信頼の回復のための転換点になり、大きな前進になることを期待しつつ、皆様の本法律案及び修正案への御賛同を心よりお願い申し上げます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長 森英介君 井戸まさえ君。

(井戸まさえ君登壇)

○井戸まさえ君 国民民主党・無所属クラブの井戸まさえです。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました内閣提出、刑事訴訟法の一部を改正する法律案について、委員会修正も含め、反対の立場から討論を行います。(拍手)

再審法はただ改まればいいのではない、今まさに苦しんでいる人が救われて何ぼです。これは、福井女子中学生殺人事件で再審無罪となった前川彰司さんの言葉です。この言葉を基準に問うならば、本法律案は、残念ながら、今まさに苦しんでいる人を救うに足るものではありません。

今回の再審制度の見直しは、本来、過去への深い反省の上に始まったはずで、袴田巖さんは、逮捕から再審無罪の確定まで、実に五十八年もの歳月を奪われました。再審開始の決定が出てから無罪が確定するまでだけでも、十年を要しました。人生の大半を死刑囚として過ごすことを強いられた、その歳月の重みこそが本改正の原点です。二度と同じ過ちを繰り返さない、冤罪に苦しむ人を一日も早く救う、そのためにこそ再審法の改正が求められてきたのです。

現行の刑事訴訟法において、再審に関する規定は僅か十九条にすぎません。手続の多くは裁判所の裁量と運用に委ねられ、どの裁判体に当たるかによって結果が左右される、いわゆる再審格差が長年指摘されてきました。

国民民主党は、この国会を、七十八年余り手つかずであった再審のルールを改める歴史的な機会とすべく、一貫して建設的な議論に臨んでまいりました。再審手続の法制化、そして検察官抗告を制限する方向性は、確かに一歩であります。しか

し、その一歩は、冤罪に苦しむ方々を迅速に、そして確実に救済し得る水準には達しておりません。だからこそ、私たちは本法律案に賛成することはできません。

以下、反対の理由を申し述べます。

第一の、そして最大の理由は、裁判所の職権による証拠開示の制度化が見送られたことです。

これまでの再審無罪事件の多くは、検察官が保有していた証拠が開示されたことによって大きく動いてまいりました。福井事件では、裁判所が証拠開示に向けた強い姿勢を示したことを契機に、二百八十七点もの新証拠が提出をされました。その中に無罪を決定づける重要な証拠が含まれていたのです。裁判所が主体的に動けば証拠は出てくる、そして、その証拠の中にこそ無罪を明らかにする手がかりが眠っているのです。

しかし、政府案の証拠提出命令は、再審請求の理由に関連すると認められる証拠に限定されています。請求人はそもそもどのような証拠が存在するのかを知らされないまま、その証拠の関連性を主張しなければなりません。これは余りにも高い壁です。

再審請求者にとって必要なのは、存在を知らない証拠について関連性を説明せよという制度ではありません。原判決の証明力を判断するために重要な証拠について、裁判所が、職権で、幅広く、直接開示を命じることができる制度です。冤罪救済の鍵は証拠開示にあります。この核心部分が制度化されなかったことは、本法律案の重大な欠陥です。

第二の理由は、検察官抗告の制限が実効性を欠いていることです。

本法律案は、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを原則禁止するとしています。しかし、

その例外を基礎づける十分な根拠の有無を判断するのは、ほかならぬ検察官自身です。当事者の一方である検察官が、自らの不服申立ての可否を自ら判断する、これでは、原則と例外が容易に逆転しかねません。審議を通じて、この制度上の抜け穴が明らかにになりました。

また、十分な根拠を欠く検察官抗告によって再審開始や無罪判決の確定が遅れ、最終的に国家賠償責任が認められたとしても、その負担を担うのは国、すなわち国民です。抗告を行った検察庁や検察官自身に反省や再発防止を促す仕組みにはなっていません。これでは、不当な抗告を抑止することはできません。

袴田事件では、検察官の不服申立てによって審理が高裁、最高裁を往復をし、無罪確定まで十年が費やされました。

大崎事件の原口アヤ子さんは、地裁、高裁で三度にわたる再審開始の決定を得ながら、そのたびに検察官の不服申立てを受けた上級審で取り消されました。昨日九十九歳を迎えられた今もなお、再審を待ち続けておられます。

救済を待つ請求人にとって、一年、一月の遅れは命に関わります。検察官抗告の制限を真に実効性あるものにしなければ、この改正の意義そのものが損なわれてしまいます。

第三の理由は、新たに設けられた開示証拠の目的外使用禁止規定です。

被害者の名誉やプライバシーが保護されるべきことは当然です。証拠が無制限に拡散されたり、再審とは無関係に利用されたりすることを防ぐ必要があることも理解いたします。しかし、問題は、その線引きが余りにも不明確であり、正当な弁護活動、支援活動、報道による検証まで萎縮させるおそれがあることです。

袴田巖さんの姉、ひで子さんは、支援者も見られない、マスコミも見られない、これでは助けられる人も助けられないと涙ながらに訴えられました。冤罪を明るみにしてきたのは弁護士だけではありません。市民の支援であり、報道による検証であり、社会の目です。

だからこそ、目的外使用として禁止される行為は、具体的かつ限定的に明示されるべきです。再審請求のための正当な検証活動まで萎縮させてはなりません。

国民民主党は、違反行為を具体的に限定列举することを提案しました。しかし、政府からは見直しの方向性すら示されず、委員会修正でも施行後五年ごとの見直し対象として附則に例示されるにとどまりました。五年後への先送りでは、目の前で救済を待つ請求人を救うことはできません。

以上三点、すなわち、職権による証拠開示が制度化されていないこと、検察官抗告の制限に実効性がないこと、目的外使用禁止規定が正当な検証活動を萎縮させかねないこと、これらが本法律案に反対する主な理由です。

国民民主党は、再審開始の決定をした裁判所が、一定の要件の下、職権で検察官に対し証拠の再審請求者等への開示を命ずることができる制度を盛り込んだ修正案を提出いたしました。しかしながら、残念ながら否決されました。

一方、自民党、日本維新の会、参政党から提出をされた修正案は、現行の任意の証拠開示の勧告が適切に行われる旨を確認的に記したにとどまり、実質的には何の修正にもなっていません。

法律に新たに裁判所による証拠提出命令の規定を設けるのであれば、検察官が事実上拒み得る任意の勧告では到底足りません。冤罪救済のためには、裁判所が必要な証拠の開示を命じることがで

きる、実効性ある制度が必要です。

議場の皆様、再審法改正の必要性そのものについて本院に大きな異論はないものと承知をいたしております。冤罪を生まないこと、そして一たび冤罪に気づいたならば一日も早くこれを正すこと。それは、党派を超えて、立法府全体に課せられた責務であります。

狭山事件の石川一雄さんは、仮出獄の後もお見えない手錠をかけられたままだと訴え続け、しかしながら、再審の扉が開かれることがないまま、昨年三月、八十六歳で亡くなりました。救済を待つ間に人生が尽きてしまう、救済を待つ間に命が尽きてしまう、この不正義をこれ以上繰り返させてはなりません。

私たち国民民主党は、立法府の責務として、二度と冤罪を生み出さず、冤罪に苦しむ人を一日でも早く救うために、真の再審法改正に引き続き全力で取り組むことをお誓い申し上げて、私の討論といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)
○議長(森英介君) 和田政宗君。

(和田政宗君登壇)
○和田政宗君 参政党の和田政宗です。

修正された内閣提出の刑事訴訟法改正案に賛成、西村智奈美君外三名提出の刑事訴訟法改正案に反対の立場で討論をいたします。(拍手)

参政党は、何よりも冤罪を生まないこと、そして、冤罪被害に苦しんでいる方がいらつしやれば速やかに救済することが極めて重要だと考えています。

内閣提出法案が十分かといえば、いまだ改善点は様々あります。ですが、再審請求者の手続保障を一步でも前に進めようという考えから、参政党は、与党と修正協議を行い、修正案を共同提出し

ました。

刑事訴訟法改正案は、証拠開示のルールや決定日の通知など再審手続規定の整備を行うものですが、特に、再審請求審における証拠の提出や開示について適切に行われるのか疑問がありました。参政党は、質疑を通じて適切に行うよう求めるとともに、改正法に明記するよう修正協議を行いました。

その過程で、再審の請求手続において、裁判所による検察官に対する勧告であつて任意での証拠の提出又は開示に係るもの及び検察官による任意での証拠の提出や開示は、事案に応じ、適切に行うことが法案の附則に明記されることとなり、政府答弁でも、これまでの運用を後退させないこと、これまで以上に適切に行うことが担保されました。

また、再審請求手続における検察官保管証拠の一覧表の提出命令や、証拠の目的外使用の禁止規定の削除については、法文上の修正まではいきませんでした。この法律の施行後五年ごとに見直しの検討の上、必要であるときは所要の措置を講ずるといふ、附則の規定において例示されることになりました。

証拠の目的外使用の禁止規定については、一部の証拠は被害者の名誉、プライバシーに関わるために目的外使用を禁止する必要があるとしても、一律に全ての証拠の目的外使用を禁止する必要はないのではないか。弊害のある証拠に限って謄写した訴訟記録の使用目的を制限し、その他適当と認める条件を付することができる旨の規定を置けば足りるのではないか。さらに、事例ごとに解釈を問わなければ何が違法に当たるか明瞭にならないという課題はまだあります。

これら、証拠の目的外使用の禁止規定の削除や

検察官保管証拠の一覧表の提出命令については、残された明確な課題として捉えるべきで、今回、附則において五年ごとの見直し規定の例示を入れるという前進は見られましたが、与野党共に議論を深め、五年を待たずとも見直すべきとなれば、必要な対処を行うべきと考えます。

そして、再審開始決定に対する検察官の不服申立ては原則禁止であるということを検察はしっかりと受け止めなくてはなりません。

今回の改正は、刑事訴訟法上、再審において七十八年ぶりの大改正であり、歴史的に極めて大きなこととなります。全ての検察官がこの国会の議事録を読むべきではないかと私は思います。国会論議においてどのような懸念や課題があるとの質疑が行われたのか、その内容を全ての検察官がしっかりと受け止められるよう、法務省においては所要の措置を講ずるべきと考えます。

内閣提出法案に反対すべきではないかという党内の論もありましたが、再審請求者の手続保障を一步でも前に進めようという考えから、一〇〇％ではないものの修正が成ったこと、法務省が修正案をしっかりと受け止める旨の答弁を行っていることから、立法府に属する我々がその運用を引き続きチェックし、改善すべきところを改善すべき取組を続けていかななくてはならない、参政党もしっかりと取り組むということを申し述べ、討論を終わります。(拍手)

○議長(森英介君) 高山聡史君。

(高山聡史君登壇)

○高山聡史君 チームみらいの高山聡史です。私は、会派を代表し、ただいま議題となりました内閣提出の刑事訴訟法改正案に対して、反対の立場から討論を行います。(拍手) まず申し上げたいのは、本日、この本会議に再

審制度をめぐる二つの改正案が並んで上程されている、その事実の重みです。

再審の手続規定は、昭和二十三年の現行法制定以来、一度も本格的に見直されてきませんでした。七十年以上動かなかった開かずの扉の仕組みが、今現に動こうとしている。その原動力は、無実の罪を背負われ、人生の大半を奪われてきた冤罪被害者お一人お一人、そして、そうした方々をずっと支えてきた方々の存在にほかなりません。

そして、もう一つの原動力が、与野党の枠を超えて積み上げられてきた議論の力です。与党内でも、国会内でも、立場の異なる議員同士が、冤罪被害者の迅速かつ確実な救済を制度として保障するには何を行うべきか議論を重ね、法案の修正を重ねてきたその過程に対して、敬意を表したいと思います。

その上で、内閣提出案について看過し難い三つの懸念を申し上げます。

第一に、証拠開示の範囲です。

無実を示す証拠が捜査機関の手元に眠ったまま開示されなければ、被告人はそもそも戦うことができません。袴田事件で半世紀以上を要した原因も、証拠開示が遅れたことにありました。内閣提出案では、請求人は証拠の全体像を把握することが難しく、何をどこまで開示するのが裁判所の裁量に大きく左右されかねません。無辜の被告人を救済するための入口が狭くなりはいないかという懸念に、我々は応える必要があります。

第二に、開示された証拠の目的外利用の扱いです。

内閣提出案は、証拠の目的外利用を罰則をもって禁じています。非公開で行われる再審請求審の閉ざされた手続の中で請求人や弁護人におもしろ

かかれば、証拠の検証を社会に問うという、冤罪を晴らすために不可欠の営みそのものが萎縮しかねません。冤罪被害者を救うための法改正で冤罪を明らかにする行為を縛ることにならないか、我々は極めて慎重になるべきです。

第三に、再審開始決定に対する検察官の抗告です。

再審を開くという裁判所の判断が抗告によって引き延ばされる、この仕組みこそが救済を遅らせてきた事実到我々は向き合わねばなりません。内閣提出案は、これを原則禁止とした点で一歩前進ではあります。しかし、例外も残しました。この例外が運用次第で抜け道とならないか、我々は注視をしていく必要があります。

最後に、見直し規定について申し上げます。

見直し規定もあるのだから、行き過ぎを避けるために慎重に制度設計して、不十分な点は後から見直して正せばよいという考えもあるかもしれません。法律は、必ずしも完璧なものではありません。足らざるところや誤りがあれば見直し、よりよく改正すべきものです。

しかし、冤罪によつて奪われた人生は二度と取り返すことができないものです。過ぎたるは及ばざるがごとしと申します。行き過ぎはいけません。しかし、その行き過ぎを恐れる余り、足らざる法案にしてしまつては本末転倒であります。

私は、今回の法改正においては、無実の人を一人でも多く救うことこそ第一とすべきだと考えます。法律の行き過ぎは後から正すことができて、奪われた歳月が戻ることはありません。

今回の刑事訴訟法改正は、議論の終着点ではなく、刑事訴訟法がその冒頭で掲げる公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障を両立させるための新たな一歩目となるべきものです。今後も真摯

な議論がなされることを心からお願い申し上げます、私の討論といたします。(拍手)

○議長(森英介君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(森英介君) これより採決に入ります。

まず、日程第二、西村智奈美君外三名提出、刑事訴訟法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立少数。よつて、本案は否決されました。

次に、日程第三、内閣提出、刑事訴訟法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(森英介君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第四 ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律案(内閣提出)

○議長(森英介君) 日程第四、ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。厚生労働委員長大串正樹君。

ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔大串正樹君登壇〕

○大串正樹君 ただいま議題となりましたヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、ヒト胚又はヒト生殖細胞に対しゲノム編集技術等を用いることが予測し得ない遺伝子改変をもたらす可能性があり、これにより、ヒト胚及び人の発育に重大な影響を及ぼすおそれがあること等に鑑み、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、ヒトゲノム編集胚等を人又は動物の胎内に移植することを原則として禁止すること、

第二に、ヒトゲノム編集胚等の取扱いは、主務大臣が定める指針に従つて行わなければならないこととすること、

第三に、ヒトゲノム編集胚等の取扱いを行う者は、取扱計画書を作成し、主務大臣に届け出なければならないこととするとともに、主務大臣は、当該取扱計画書が指針に適合しないと認めるときは、取扱いの中止等を命ずることができることとすることとあります。

本案は、去る六月九日本委員会に付託され、翌十日上野厚生労働大臣から趣旨の説明を聴取し、十二日、質疑を行った後、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(森英介君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森英介君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○小寺裕雄君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(森英介君) 小寺裕雄君の動議に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森英介君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○議長(森英介君) 国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長 山口俊一君。

国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

(山口俊一君登壇)

○山口俊一君 ただいま議題となりました国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、日本学術会議法により日本学術会議が法人として設立され、内閣府本府に特別の機関として置かれている日本学術会議が廃止をされることに伴い、国立国会図書館への出版物の納入義務に関する規定を整備するとともに、国立国会図書館支部日本学術会議図書館を廃止しようとするものであります。

なお、施行日は、日本学術会議法の施行の日である令和八年十月一日であります。

本法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出をしたものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

以上です。(拍手)

○議長(森英介君) 採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森英介君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

○議長(森英介君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十七分散会

出席国務大臣

総務大臣 林 芳正君
法務大臣 平口 洋君
厚生労働大臣 上野賢一郎君

○議長の報告

(元議長死去)

一、元衆議院議長河野洋平君は、去る八日死去された。

(法律公布奏上及び通知)

一、去る十一日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律

(議決通知)

一、去る十一日、本院は、情報公開・個人情報保護審査会委員に小野瀬厚君、徳本広孝君及び野田崇君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十一日、本院は、公害等調整委員会委員に横田信孝君及び大橋洋一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十一日、本院は、中央更生保護審査会委員長に小川秀樹君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十一日、本院は、土地鑑定委員会委員に横山美夏君、永山篤史君、浅見裕子君、川添義弘君、藤澤美恵子君、坂本圭君及び杉浦綾子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十一日、本院は、運輸安全委員会委員に伊藤裕康君、田口晴邦君及び高橋明子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(通知書受領)

一、去る十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律

産業技術力強化法の一部を改正する法律

一、去る十二日、高市内閣総理大臣から森議長宛て、次の通知書を受領した。

閣総第三五九号

令和八年六月十二日

内閣総理大臣 高市 早苗

衆議院議長 森 英介殿

私は、令和八年六月十三日(土)午後二時羽田空港発、六月十八日(木)午後二時三十分同空港着の予定で、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国、イタリア共和国並びにフランス共和国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

(報告書及び文書受領)

一、去る十二日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

高齢社会対策基本法第八条第一項の規定に基づく「令和七年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告

令和八年六月十六日 衆議院会議録第二十五号 議長の報告

高齢社会対策基本法第八条第二項の規定に基づく「令和八年度高齢社会対策」についての文書
障害者基本法第十三条の規定に基づく「令和七年度障害者施策の概況」に関する報告
交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「令和七年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」の報告
交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「令和八年度交通安全施策に関する計画」の報告
消費者基本法第十条の二の規定に基づく「令和七年度消費者政策の実施の状況に関する報告
消費者安全法第十三条第四項の規定に基づく令和七年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告
国際労働機関憲章第十九条5の規定に基づく二千二十五年の国際労働機関第百十三回総会において採択された条約に関する報告書
国際労働機関憲章第十九条6の規定に基づく二千二十五年の国際労働機関第百十三回総会において採択された勧告に関する報告書
一、去る十二日、会計検査院長原田祐平君から次の報告書を受領した。
会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告書「地方財政計画の事後検証等の状況について」
(理事補欠選任)
一、去る十二日、法務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 三ッ林裕巳君 (理事阿部弘樹君去る十二日理事辞任につきその補欠)
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

今岡 植君

加藤 貴弘君

前川 恵君

辻 由布子君

高沢 一基君

深作ヘスス君

武藤かず子君

土橋 章宏君

加藤 貴弘君

今岡 植君

辻 由布子君

前川 恵君

深作ヘスス君

高沢 一基君

土橋 章宏君

武藤かず子君

一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員

辞任

補欠

大空 幸星君

坂本竜太郎君

河野 正美君

森原紀代子君

古川 直季君

山口 晋君

野村 美穂君

佐々木真琴君

高山 聡史君

武藤かず子君

坂本竜太郎君

大空 幸星君

森原紀代子君

河野 正美君

山口 晋君

古川 直季君

佐々木真琴君

野村 美穂君

武藤かず子君

高山 聡史君

法務委員

辞任

補欠

阿部 弘樹君

北神 圭朗君

神田 潤一君

向山 淳君

河野 太郎君

新田 章文君

山本 大地君

坂本竜太郎君

有田 芳生君

平林 晃君

金村 龍那君

村上 智信君

坂本竜太郎君

山本 大地君

厚生労働委員

辞任

補欠

尾花 瑛仁君

山田 基靖君

田宮 寿人君

内山 こう君

藤田 洋司君

渡辺 勝幸君

丸田康一郎君

東田 淳平君

阿部 圭史君

喜多 義典君

内山 こう君

田宮 寿人君

東田 淳平君

渡辺 勝幸君

丸田康一郎君

喜多 義典君

阿部 圭史君

喜多 義典君

内山 こう君

田宮 寿人君

東田 淳平君

渡辺 勝幸君

丸田康一郎君

喜多 義典君

阿部 圭史君

喜多 義典君

内山 こう君

田宮 寿人君

東田 淳平君

渡辺 勝幸君

丸田康一郎君

喜多 義典君

阿部 圭史君

喜多 義典君

内山 こう君

田宮 寿人君

東田 淳平君

渡辺 勝幸君

丸田康一郎君

喜多 義典君

阿部 圭史君

喜多 義典君

内山 こう君

田宮 寿人君

東田 淳平君

渡辺 勝幸君

丸田康一郎君

喜多 義典君

阿部 圭史君

喜多 義典君

内山 こう君

田宮 寿人君

東田 淳平君

渡辺 勝幸君

丸田康一郎君

喜多 義典君

阿部 圭史君

喜多 義典君

内山 こう君

田宮 寿人君

東田 淳平君

渡辺 勝幸君

丸田康一郎君

喜多 義典君

環境委員

辞任

補欠

衛藤 博昭君

衛藤 博昭君

加藤 大博君

加藤 大博君

東田 淳平君

東田 淳平君

庄司 賢一君

西園 勝秀君

西園 勝秀君

西園 勝秀君

文月 涼君

文月 涼君

丸田康一郎君

丸田康一郎君

阿部 司君

阿部 司君

池下 卓君

池下 卓君

今 洋佑君

今 洋佑君

坂本竜太郎君

坂本竜太郎君

福田かおる君

福田かおる君

中川こういち君

中川こういち君

世古万美子君

世古万美子君

遠藤 寛明君

遠藤 寛明君

藤田 洋司君

藤田 洋司君

衛藤 博昭君

衛藤 博昭君

山本 左近君

山本 左近君

鹿嶋 祐介君

鹿嶋 祐介君

東田 淳平君

東田 淳平君

福田かおる君

福田かおる君

今 洋佑君

今 洋佑君

坂本竜太郎君

坂本竜太郎君

福田かおる君

福田かおる君

中川こういち君

中川こういち君

世古万美子君

世古万美子君

遠藤 寛明君

遠藤 寛明君

藤田 洋司君

藤田 洋司君

衛藤 博昭君

衛藤 博昭君

山本 左近君

山本 左近君

鹿嶋 祐介君

鹿嶋 祐介君

東田 淳平君

東田 淳平君

(憲法審査会委員辞任及び補欠選任)

一、去る十一日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
憲法審査会委員

辞任 補欠

棚橋 泰文君 岡本 康宏君
土田 慎君 松下 英樹君
西村智奈美君 階 猛君
岡本 康宏君 棚橋 泰文君
松下 英樹君 土田 慎君
階 猛君 西村智奈美君

(議案提出)

一、去る十一日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

郵政民営化法等の一部を改正する法律案(総務委員長提出)

一、去る十二日、議員から提出した議案は次のとおりである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(和田政宗君外三名提出)

(議案付託)

一、去る十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号) 内閣委員会 付託

政治資金規正法の一部を改正する法律案(落合貴之君外四名提出、衆法第一号)

政党等の政治資金の収入に関する制度の在り方に係る措置に関する法律案(長谷川淳二君外十名提出、衆法第二二号)

以上二件 政治改革に関する特別委員会 付託

令和八年六月十六日 衆議院會議録第二十五号

一、昨十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(和田政宗君外三名提出、衆法第一四号)

政治改革に関する特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

政党等の政治資金の収入に関する制度の在り方に係る措置に関する法律案(長谷川淳二君外十名提出)

一、去る十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

郵政民営化法等の一部を改正する法律案(総務委員長提出)

一、昨十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(和田政宗君外三名提出)

(議案通知)

一、去る十一日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る十二日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案
産業技術力強化法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

電気事業法改正案の融資制度に関する質問主意書(田嶋要君提出)

郵政民営化法等の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和八年六月十一日

提出者

総務委員長 古川 康

郵政民営化法等の一部を改正する法律

(郵政民営化法の一部改正)

第一条 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項中「郵便局ネットワーク」を「前二項に規定するもののほか、郵便局ネットワーク」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社は、地域住民が必要な基盤的サービス(日本郵便株式会社法(平成十七年法律第百号)第二

条第五項に規定する基盤的サービスをいう。)を受けることができる環境の維持に資するため、地域における需要に応じ、郵便の業務等に係る経営資源(同項に規定する郵便の業務

等)に係る経営資源をいう。)が活用されるようにするものとする。

第二十条に次の一項を加える。

2 民営化委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

第二十一条(見出しを含む。)中「委員」の下に「及び臨時委員」を加える。

第二十二条の見出し中「委員」の下に「及び臨時委員」を加え、同条に次の一項を加える。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第六十三条第一項中「第十三条第一項中「この法律」を「第十三条第一項中「及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成十七年法律第百一号。次項及び次条第一項において「機構法」という。」「に、「この法律並びに郵政民営化法」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成十七年法律第百

一号。次項及び次条第一項において「機構法」という。並びに郵政民営化法」に、「第十四条第一項中「この法律」を「第十四条第一項中「及び機構法」に、「この法律並びに郵政民営化法第六十一条」を「機構法並びに郵政民営化法第六十一条」に改める。

第八十九条の二中「(平成十七年法律第百号)」を削る。

第九十二条中「第四条第二項第三号」を「第四条第一項第八号口及び第二項第二号」に、「及びこれ」を並びにこれらに改める。

附則第二条の次に次の三条を加える。

(郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の保有に関する特例)

第二条の二 第七條第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「ものとする」とあるのは、「ものとする。ただし、日本郵政株式会社保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式がそれぞれの発行済株式の総数に占める割合は、現下の郵政事業をめぐる状況に鑑み、同条に規定する責務の履行を確保する観点から、三分の一を超えているものとする」とする。

2 日本郵政株式会社は、現下の郵政事業をめぐる状況に鑑み、当分の間、第七條の二に規定する責務の履行を確保する観点から、郵便貯金銀行及び郵便保険会社が発行している株式(株主総会において決議をすることができ、事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除き、会社法第八百七十九條第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。以下この項及び第四項第一号において同じ。)の総数の三分の一を超える株式を、それぞれ保有していなければならない。

3 前項の規定の適用がある場合における第六十二條第一項及び第六十三條第一項の規定の適用については、第六十二條第一項中「ものとする」とあるのは「ものとする。ただし、附則第二條の二第二項の規定の適用がある場合においては、同項の規定により保有していなければならない株式については、この限りでない」と、第六十三條第一項中「前二條」とあるのは「第六十一條、附則第二條の二第二項及び同條第三項の規定により読み替えて適用する前條」と、「第六十一條及び第六十二條」

とあるのは「第六十一條、附則第二條の二第二項及び同條第三項の規定により読み替えて適用する同法第六十二條」とする。

4 前條第二号に定める日後に第二項の規定の適用がある場合には、日本郵政株式会社は、日本郵政株式会社法第四條に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の保有並びにこれらの株式会社株主としての権利の行使

二 前号に掲げる業務に附帯する業務

5 前條第二号に定める日後に第二項の規定の適用がある場合における日本郵政株式会社法の規定の適用については、同法第十三條第一項中「及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成十七年法律第百一號。次項及び次條第一項において「機構法」という。)」とあるのは「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成十七年法律第百一號。次項及び次條第一項において「機構法」という。並びに郵政民営化法平成十七年法律第九十七號 附則第二條の二第二項及び第四項」と、同條第二項及び同法第十四條第一項中「及び機構法」とあるのは「機構法並びに郵政民営化法附則第二條の二第二項及び第四項の規定」と、同法附則第二條第一項中「第四條」とあるのは「第四條及び郵政民営化法附則第二條の二第四項」と、「同條に規定する業務」とあるのは「これらの業務」とする。

(郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の保有に関する特例の見直し)

第二條の三 民営化委員会は、当分の間、第十

九條第一項第一号の規定による意見を述べるときは、併せて、日本郵政株式会社及び郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の全部を処分した場合においても第七條の二に規定する責務の履行を確保するための方策が講じられているかどうかについて検証を行い、その結果に基づき、本部長に意見を述べるものとする。

2 政府は、前項の規定による民営化委員会の意見を踏まえ、同項に規定する場合においても第七條の二に規定する責務の履行が確保されるかどうかについて検討を加え、その結果に基づき、前條に規定する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の保有に関する特例の廃止その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 附則第二條第二号に定める日後における前項の規定の適用については、同項中「前項の規定による民営化委員会の意見を踏まえ、同項に規定する場合」とあるのは、「日本郵政株式会社及び郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の全部を処分した場合」とする。

(移行期間中の郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務に関する規制の在り方の検討)

第二條の四 民営化委員会は、第十九條第一項第一号の規定による意見を述べるときは、併せて、次に掲げる事項について検証を行い、その結果に基づき、本部長に意見を述べるものとする。

一 移行期間中の郵便貯金銀行の業務に関する規制が郵便貯金銀行と他の金融機関等(第百五條第一項に規定する金融機関等をいう。)との間の競争関係及び郵便貯金銀行の経営に及ぼす影響

二 移行期間中の郵便保険会社の業務に関する規制が郵便保険会社と他の生命保険会社(第百三十五條第一項に規定する生命保険会社をいう。)との間の競争関係及び郵便保険会社の経営に及ぼす影響

2 政府は、前項の規定による民営化委員会の意見を踏まえ、郵政事業の状況、郵政事業を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、移行期間中の郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務に関する規制の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(日本郵政株式会社法の一部改正)
第二條 日本郵政株式会社法(平成十七年法律第九十八號)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二條」を「第十二條の三」に、「第十六條」を「第十六條の二」に改める。
第五條に次の二項を加える。

3 会社は、その業務の運営に当たっては、地域住民が必要な基盤的サービスを受けることができる環境の維持に資するため、地域における需要に応じ、郵便の業務等に係る経営資源が活用されるようにする責務を有する。

4 前項の「基盤的サービス」又は「郵便の業務等」に係る経営資源とは、それぞれ日本郵便株式会社法第二條第五項に規定する基盤的サービス又は郵便の業務等に係る経営資源をいう。

第六條の次に次の一條を加える。
(地域貢献資金の交付)

第六條の二 会社は、日本郵便株式会社に對し、日本郵便株式会社が地域貢献業務(日本郵便株式会社法第四條第五項に規定する地域

貢献業務をいう。)を実施する場合において、その実施に要する費用の一部に充てるものとして、地域貢献資金を交付するものとする。 2 前項に規定するもののほか、地域貢献資金の交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。 第十一条中「処理」の下に、「第六条の二第一項の規定による地域貢献資金の交付及び第十二条の二第二項の規定による地域貢献基金への積立て」を加え、同条の次に次の一条を加える。 (剰余金の配当の特例) 第十一条の二 政府の所有する株式に対する剰余金の配当については、会社は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第一条の規定にかかわらず、政府以外の者の所有する株式一株に対して配当する剰余金の額に一を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式一株に対して配当しなければならない。 第二章中第十二条の次に次の二条を加える。 (地域貢献基金) 第十二条の二 会社は、日本郵便株式会社法第四條第六項の規定による通知を受けたときは、地域貢献資金の交付の財源として地域貢献基金を設け、附則第三条の三第一項又は次項の規定により積み立てる金額をもつてこれに充てるものとする。 2 会社は、剰余金のうち総務省令で定めるものの一部を地域貢献基金に積み立てることができる。 3 会社は、地域貢献基金を設けたときは、地域貢献基金に係る経理について、総務省令で	定めるところにより、その他の経理と区分して整理しなければならない。 4 会社は、地域貢献基金を設けたときは、総務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後三月以内に、次に掲げる事項を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。 一 その事業年度において第二項の規定により地域貢献基金に積み立てた金額 二 その事業年度において第六条の二の規定により地域貢献資金として日本郵便株式会社に交付した金額 三 その事業年度の末日における地域貢献基金の額 5 前各項に定めるもののほか、地域貢献基金に関し必要な事項は、総務省令で定める。 (地域貢献基金の特例) 第十二条の三 会社は、日本郵便株式会社の業務又は財産の状況に照らして日本郵便株式会社法第五條第一項の責務の履行の確保が困難であると認めるときは、前条第一項の規定にかかわらず、地域貢献基金の一部を取り崩し、日本郵便株式会社に對し、当該取り崩した額に相当する金額を当該責務の履行に要する費用に充てるための資金として交付することができる。 第十三條第一項中「この法律」の下に「及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成十七年法律第百一号。次項及び次条第一項において「機構法」という。)を加え、同条第二項中「この法律」の下に「及び機構法」を加える。 第十四條第一項中「この法律」の下に「及び機構法」を加える。	第十六條第二項中「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の下に「又は第十二條の二第四項の規定による提出をしたとき」を加え、第三章中同条の次に次の一条を加える。 (日本郵便株式会社、関連銀行及び関連保険会社との協議) 第十六條の二 会社は、第五條第一項の責務を果たすため、日本郵便株式会社、関連銀行(日本郵便株式会社法第二條第二項に規定する関連銀行をいう。次項において同じ。)及び関連保険会社(同条第三項に規定する関連保険会社をいう。次項において同じ。)に對し、必要な協議を求めることができる。 2 総務大臣は、第五條第一項の責務の履行の確保が図られるよう、会社、日本郵便株式会社、関連銀行又は関連保険会社に對し、前項の協議に関し、必要な助言をすることができ
附則第三条の次に次の二条を加える。 (政府の所有する株式に関する特例) 第三条の二 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十七号)第七十二条第四項の規定が適用される間	3 会社は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後三月以内に、第一項の協議の実施状況その他の総務省令で定める事項を総務大臣に報告しなければならない。 第二十一条第六号の次に次の一号を加える。 六の二 第十二條の二第四項の規定に違反して、同項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をした同項に規定する書類を提出したとき。	における第十一条の二の規定の適用については、同条中「政府の所有する株式」とあるのは、「政府の所有する株式(特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第十二條の三の規定により国債整理基金特別会計に所属替をしたものを除く。以下この条において同じ。)」とする。 (地域貢献基金への積立て) 第三条の三 会社は、次に掲げる株式の処分により利益金を生じた場合において、地域貢献基金を設けているときは、当該株式の処分がされた日の属する事業年度の翌事業年度の末日までに、当該利益金の額に相当する金額の全部又は一部を地域貢献基金に積み立てなければならない。 一 郵便貯金銀行(郵政民営化法第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。次項において同じ。)の株式の全部を処分する日までの間における当該株式の処分 二 郵便保険会社(郵政民営化法第二百二十六條に規定する郵便保険会社をいう。次項において同じ。)の株式の全部を処分する日までの間における当該株式の処分 2 会社が郵便貯金銀行の株式の全部を処分した日又は郵便保険会社の株式の全部を処分した日のいずれか遅い日の属する事業年度の翌事業年度までの各事業年度に係る第十二條の二第四項及び第二十一条の規定の適用については、同項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項並びにその事業年度において附則第三条の三第一項の規定により地域貢献基金に積み立てた金額及びその積立てに係る同項に規定する利益金の額」と、同条第六

号の二中「第十二条の二第四項」とあるのは「第十二条の二第四項(附則第三条の三第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。)」と、「同項」とあるのは「第十二条の二第四項」とする。

(日本郵便株式会社法の一部改正)

第三条 日本郵便株式会社法(平成十七年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び保険窓口業務」を「、保険窓口業務及び基盤的サービス提供業務」に改める。

第二条第二項中「第五条」を「第五条第一項」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 会社が営む銀行代理業に関して関連銀行が会社に支払うべき手数料に関する事項

第二条第三項中「(第五条)」を「(第五条第一項及び第七条第三項第一号)」に、「(第五条)」を「(第五条第一項の)」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 会社が営む保険募集及び関連保険会社の事務の代行に関して関連保険会社が会社に支払うべき手数料に関する事項

第二条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

五 この法律において「基盤的サービス提供業務」とは、公共サービス基本法平成二十一年法律第四十号(第二条に規定する公共サービス)その他の地域住民が日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービス(以下「基盤的サービス」という。)の提供であつて、会社が国若しくは地方公共団体又は基盤的サービスを提供すること者たる委託を受けて、郵便の業務等

に係る経営資源(郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務を行うための施設、郵便物の集配ネットワーク、郵便局ネットワークその他の郵便の業務、銀行窓口業務及び保険窓口業務に係る経営資源をいう。第五条第二項において同じ。)を活用して行うものに係る業務をいう。

第四条第一項に次の一号を加える。

八 前各号に掲げる業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で行う次に掲げる業務

イ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成十三年法律第百二十号)第三条第五項に規定する事務取扱郵便局において行う同条第一項第一号に規定する郵便局取扱事務に係る業務

ロ 基盤的サービス提供業務(イに掲げるものを除く。)

ハ イ及びロに掲げる業務に附帯する業務

第四条第二項第二号を削り、同項第三号中「前号に掲げるもののほか、」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第四項中「第二項第三号」を「第一項第八号ロ及び第二項第二号」に、「及びこれ」を「並びにこれら」に改め、同条第五項中「第一項」を「第一項第二号から第五号まで」に改め、「代行を」の下に「同項第八号ロ、」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

五 会社は、第一項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、第二項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務のうち次の各号のいずれにも該当すると認められるもの(次項

において「地域貢献業務」という。)をできる限り実施するよう努めるものとする。

一 地域住民の生活の維持のために必要であること。

二 会社以外の者による実施が困難であること。

六 会社は、地域貢献業務を実施しようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣及び日本郵政株式会社へ通知しなければならない。

第五条に次の二項を加える。

二 会社は、その業務の運営に当たっては、地域住民が必要な基盤的サービスを受けることができる環境の維持に資するため、地域における需要に応じ、郵便の業務等に係る経営資源が活用されるようにする責務を有する。

三 会社は、その業務の運営に当たっては、前二項の責務を果たすため、常に経営を適正かつ効率的に行うよう努めなければならない。

七 第七条の見出し中「内容の届出」を「認可」に改め、同条中「総務省令で定めるところにより」を削り、「締結する前に、その内容を総務大臣に届け出なければ」を「締結しようとするときは、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けなければ」に改め、「変更しようとするとき」の下に「(総務省令で定める軽微な変更をしようとするときを除く。)」を加え、同条に次の二項を加える。

二 会社は、前項の総務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

三 総務大臣は、第一項の認可の申請が次の各

号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できるようにする観点から適当なものであること。

二 第二条第二項第四号又は第三項第四号に掲げる手数料に関する事項が適正に定められていること。

第七条の次に次の一条を加える。

(基盤的サービス提供業務の実施に関する協議)

第七条の二 会社は、国若しくは地方公共団体又は基盤的サービスを提供する事業者から、特定の郵便局(郵便窓口業務を行う会社の営業所であつて、銀行窓口業務又は保険窓口業務を行わないものを含む。)における第四条第一項第八号ロに掲げる業務の実施に関する協議を求められたときは、これに応じなければならない。

第十八条第二項第一号中「第七条」を「第七条第二項」に改め、同項第二号中「第十条」を「第七条第一項又は第十条」に改める。

第二十三条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 第七条第一項の規定に違反して、銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約を締結し又は変更したとき。

第二十三条第三号中「第七条」を「第七条第二項」に、「同条」を「同項」に改める。

附則第二条第二項の表第二条第四項の項の次に次のように加える。

第四条第一項第八号		前各号に掲げる業務	前各号に掲げる業務及び附則第二條第一項に規定する業務
附則第二條第二項の表第四條第三項の項の次に次のように加える。			
第四条第五項	第一項	第一項及び附則第二條第一項	
附則第二條第二項の表第六條第二項第二号の項中「第六條第二項第二号」の下に「及び第七條の二を加える。 附則に次の一條を加える。 (経営の適正かつ効率的な実施に係る事業計画の特則) 第三條 会社は、当分の間、第十條の事業計画に経営の適正かつ効率的な実施に係る方針を記載しなければならない。 2 前項の方針は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。 一 官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三三號)第二條第二項に規定する人工知能関連技術その他のデジタル技術の活用を通じた業務の効率化に関する事項 二 第五條第二項の責務を果たすための第二條第五項に規定する郵便の業務等に係る経営資源の活用に関する事項 (獨立行政法人郵便貯金簡易生命保險管理・郵便局ネットワーク支援機構法の一部改正) 第四條 獨立行政法人郵便貯金簡易生命保險管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成十七年法律第百一號)の一部を次のように改正する。 目次中「郵便局ネットワーク支援業務」を「郵便局ネットワークの維持等の支援に関する業務」に、「第十八條の六」を「第十八條の九」に改める。			
第三條中「維持」の下に「及び活用(以下「郵便局ネットワークの維持等」という。)」を加え、「基本的な役務」を「郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債權債務の決済の役務、簡易に利用できる生命保險の役務並びに基盤的サービス(日本郵便株式會社法(平成十七年法律第百號)第二條第五項に規定する基盤的サービスをいう。)」に改める。 第六條第二項中「二人」を「三人以内」に改める。 第九條第一項第二號中「(平成十七年法律第百號)」を削る。 第十三條第一項第一號中「この号及び第二十八條第一項第一號において」を削り、同項第三號中「郵便局ネットワークの維持」を「郵便局ネットワークの維持等」に改め、同号イ中「費用」の下に「(日本郵便株式會社法第二條第二項に規定する銀行窓口業務(ハ及び第十八條の三第二項各号において単に「銀行窓口業務」という。))及び同法第二條第三項に規定する保險窓口業務(ハ及び第十八條の三第二項各号において單に「保險窓口業務」という。))に係る部分に限る。」を加え、同号ロ中「拠出金」を「イの交付金」に関し関連銀行及び関連保險會社から拠出金」に改め、同号に次のように加える。 ハ 郵便局ネットワークの維持等に要する費用(日本郵便株式會社法第二條第一項に規定する郵便窓口業務(第十八條の三			
第二項第一号イにおいて單に「郵便窓口業務」という。))及び同法第二條第五項に規定する基盤的サービス提供業務(銀行窓口業務、保險窓口業務その他總務省令で定める業務を除く。以下「基盤的サービス提供業務」という。))に係る部分に限る。の一部に充てるための交付金を交付すること。 二 ハの交付金に関し日本郵政株式會社から拠出金を徴収すること。 第三章第四節の節名を次のように改める。 第四節 郵便局ネットワークの維持等の支援に関する業務 第十八條の二の見出し中「交付金」を「金融窓口関連交付金」に改め、同條第一項中「單に「交付金」を「金融窓口関連交付金」に改め、同條第二項中「交付金」を「金融窓口関連交付金」に改め、同條第一號中「郵便局ネットワークの維持」を「郵便局ネットワークの維持等」に改め、「含む」の下に「第十八條の六第二項において同じ」を、「こと」の下に「並びに地域における需要に応じて郵便局ネットワークを活用した基盤的サービス提供業務に係る役務が利用できるようにすること」を加え、同項第二號中「次條第二項」を「次條第二項第一號」に改め、同條第三項及び第四項中「交付金」を「金融窓口関連交付金」に改める。 第十八條の三の見出し中「拠出金」を「金融窓口関連拠出金」に改め、同條第一項中「第十三條第一項第三號」を「第十三條第一項第三號イ及びロ」に、「及びこれを」を「並びにこれら」に、「郵便局ネットワーク支援業務」を「金融窓口関連郵便局ネットワーク支援業務」に改め、同條第二項中「前條第二項第一號に掲げる額及び郵便局			
ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用に相当する額の合計額を、總務省令で定める方法により、次の各号に掲げる者の当該各号に定める業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合に応じて按分して得た額のうち、関連銀行及び関連保險會社に係る額を「それぞれ、次の各号に掲げる額のうち関連銀行に係る額の合計額及び当該各号に掲げる額のうち関連保險會社に係る額の合計額」に改め、同項各号を次のように改める。 一 前條第二項第一號に掲げる額を、總務省令で定める方法により、次のイからハまでに掲げる者について、その者の当該イからハまでに定める業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合に応じて按分して得た額 イ 日本郵便株式會社 郵便窓口業務及び基盤的サービス提供業務 ロ 関連銀行 銀行窓口業務 ハ 関連保險會社 保險窓口業務 二 金融窓口関連郵便局ネットワーク支援業務に関する事務の処理に要する費用に相当する額を、總務省令で定める方法により、次のイ又はロに掲げる者について、その者の当該イ又はロに定める業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合に応じて按分して得た額 イ 関連銀行 銀行窓口業務 ロ 関連保險會社 保險窓口業務 第十八條の三第三項中「單に「拠出金」を「金融窓口関連拠出金」に、「当該拠出金」を「当該金融窓口関連拠出金」に改め、同條第四項及び第五項中「拠出金」を「金融窓口関連拠出金」に改める。			

第十八条の四の見出し中「資料」を「金融窓口 関連交付金等に係る資料」に改め、同条第一項 中「交付金又は拠出金」を「金融窓口関連交付金 又は金融窓口関連拠出金」に改める。 第十八条の五第一項、第三項及び第五項中 「拠出金」を「金融窓口関連拠出金」に改める。 第十八条の六中「郵便局ネットワークの維持」 を「郵便局ネットワークの維持等」に、「額及び」 を「額」、「交付金」を「金融窓口関連交付金の 額及び第十八条の六第一項の規定により交付さ れた郵便窓口等関連交付金」に改め、第三章第 四節中同条を第十八条の九とし、第十八条の五 の次に次の三条を加える。 （郵便窓口等関連交付金の交付） 第十八条の六 機構は、年度ごとに、日本郵便 株式会社に対し、第十三条第一項第三号ハの 交付金（以下「郵便窓口等関連交付金」とい う。）を交付する。 2 前項の規定により日本郵便株式会社に対し て交付される郵便窓口等関連交付金の額は、 第十八条の二第二項第二号に掲げる額の範囲 内において、次に掲げる郵便局で郵便の役務 及び基盤のサービス提供業務に係る役務が利 用できるようにすることを確保するために不 可欠な費用の額として総務省令で定める方法 により算定した額とする。 一 過疎地域の持続的発展の支援に関する特 別措置法（令和三年法律第十九号）第二第二 一項に規定する過疎地域その他の総務省令 で定める地域に所在する全ての郵便局（日 本郵便株式会社の営業所に限る。） 二 前号に掲げる郵便局以外の郵便局（これ らの郵便局における基盤のサービス提供業	務の実施の状況及び必要性を勘案して総務 省令で定める方法により算定した数の郵便 局に限る。） 3 第十八条の二第三項及び第四項の規定は、 郵便窓口等関連交付金について準用する。こ の場合において、同項中「額（第二項各号に掲 げる額を含む。）」とあるのは、「額」と読み替 えるものとする。 （郵便窓口等関連拠出金の徴収） 第十八条の七 機構は、第三項の規定による通 知を受けたときは、その都度、第十三条第一 項第三号ハ及び二の業務並びにこれらに附帯 する業務（以下「郵便窓口等関連郵便局ネッ トワーク支援業務」という。）に要する費用に充 てるため、日本郵政株式会社から、拠出金を 徴収する。 2 前項の規定により日本郵政株式会社から徴 収する拠出金の額は、第一号に掲げる額から 第二号に掲げる額を控除して得た額に政府の 所有する日本郵政株式会社の株式の数を乗じ て得た額とする。 一 日本郵政株式会社が政府以外の者の所有 する株式一株に対して配当する剰余金の額 二 前号に掲げる額に日本郵政株式会社法 （平成十七年法律第九十八号）第十一条の二 の政令で定める割合を乗じて得た額 3 総務大臣は、日本郵政株式会社の剰余金の 配当の決議について日本郵政株式会社法第十 一条の規定による認可を行ったときは、機構 に対し、日本郵政株式会社が納付すべき第一 項の拠出金（以下「郵便窓口等関連拠出金」と いう。）の額を通知しなければならない。 4 機構は、前項の規定による通知を受けたと	きは、日本郵政株式会社に對し、納付すべき 郵便窓口等関連拠出金の額、納付期限及び納 付方法を通知しなければならない。 5 日本郵政株式会社は、前項の規定による通 知に従い、機構に対し、郵便窓口等関連拠出 金を納付する義務を負う。 （郵便窓口等関連交付金に係る資料の提出の 請求等） 第十八条の八 第十八条の四の規定は、郵便窓 口等関連交付金について準用する。この場合 において、同条第一項及び第二項中「第十八 条の二第三項又は前条第三項」とあるのは「第 十八条の六第三項において準用する第十八条 の二第三項」と、「日本郵便株式会社、関連銀 行又は関連保険会社」とあるのは「日本郵便株 式会社」と読み替えるものとする。 第十九条第三号を次のように改める。 三 金融窓口関連郵便局ネットワーク支援業 務 金融窓口関連郵便局ネットワーク支援 勘定 第十九条に次の一号を加える。 四 郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援 業務 郵便窓口等関連郵便局ネットワーク 支援勘定 第二十五条第一項中「及び簡易生命保険勘定」 を「、簡易生命保険勘定及び郵便窓口等関連郵 便局ネットワーク支援勘定」に改め、同条第三 項中「郵便局ネットワーク支援勘定」を「金融窓 口関連郵便局ネットワーク支援勘定」に改め る。 第二十六条中「及び郵便局ネットワーク支援 業務」を「、金融窓口関連郵便局ネットワーク支 援業務及び郵便窓口等関連郵便局ネットワーク	支援業務」に改める。 第三十二条の二第一号中「第十八条の三第二 項」を「第十八条の三第二項各号」に改める。 第三十三条第五号及び第六号を削り、同条第 四号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の 二号を加える。 四 第十八条の六第二項又は第二十八条第二 項の総務省令を定めようとするとき 財務 大臣 五 第十八条の六第三項において準用する第 十八条の二第三項、第二十六条又は第二十 七条の規定による認可をしようとするとき 財務大臣 第三十八条第一号中「第十八条の四第三項」の 下に「（第十八条の八において準用する場合を含 む。）」を加える。 附則第二条の次に次の二条を加える。 （政府の所有する日本郵政株式会社の株式に 関する特例） 第二条の二 東日本大震災からの復興のための 施策を実施するために必要な財源の確保に関 する特別措置法（平成二十三年法律第百十七 号）第七十二条第四項の規定が適用される間 における第十八条の七第二項の規定の適用に ついては、同項中「政府の所有する日本郵政 株式会社の株式」とあるのは、「政府の所有す る日本郵政株式会社の株式（特別会計に関す る法律（平成十九年法律第二十三号）附則第十 二条の三の規定により国債整理基金特別会計 に所屬替をしたものを除く。）」とする。 （郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援業 務の財源の特例） 第二条の三 機構は、当分の間、第十九条の規
--	---	--	---

定にかかわらず、郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援業務に要する費用に充てられるため、毎事業年度、旧郵便貯金法第二十九条又は第四十条の規定によりその事業年度の前事業年度にその権利が消滅した郵便貯金の合計額（郵便貯金管理業務の運営に支障のない範囲内の金額として総務大臣の承認を受けた金額に限る。）を郵便貯金勘定から郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援勘定に繰り入れるものとする。

2 機構は、第十九条の規定にかかわらず、郵便貯金勘定に属する財産の状況に照らして第十三条第一項第一号の業務及びこれに附帯する業務の実施のために特に必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、前項（郵政民営化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）附則第五条第十項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により繰り入れた金額の範囲内において総務大臣の承認を受けた金額を郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援勘定から郵便貯金勘定に繰り入れることができる。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条（郵政民営化法第二十条に一項を加える改正規定、同法第二十一条見出しを含む。）の改正規定、同法第二十二條の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに同法附則第二条の次に三條を加える改正

令和八年六月十六日 衆議院會議録第二十五号

規定に限る。）の規定並びに次条並びに附則第三条、第五条第一項及び第二項並びに第七條の規定 公布の日

二 附則第四条第一項から第四項までの規定 公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条 郵政民営化法第六十三条第一項の改正規定に限る。）第二條 日本郵政株式会社法第十一条の次に一條を加える改正規定、同法第十三條の改正規定、同法第十四條第一項の改正規定及び同法附則第三條の次に二條を加える改正規定（同法附則第三條の二に係る部分に限る。）に限る。）及び第四條の規定並びに附則第五條第三項から第十項までの規定 令和九年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後二年を目途として、郵政民営化法第七條の二第一項に規定する郵政事業に係る基本的な役務の確保を図る観点から、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社との合併について積極的に検討するとともに、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行（同法第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。）及び郵便保険会社（同法第二百二十六條に規定する郵便保険会社をいう。）の組織の在り方並びに郵便局ネットワークの維持に要する費用に係るこれらの株式会社との間の負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の公布後二年を目途として、郵便事業を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、郵便事業の安定的かつ持続的な運営を確保するための方策について検討を加え、そ

郵政民営化法等の一部を改正する法律案

の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(郵政民営化法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から同条第三号に掲げる規定の施行の日（附則第五条において「第三号施行日」という。）の前日までの間における第一条の規定による改正後の郵政民営化法附則第二条の二第五項の規定の適用については、同項中「及び独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一号。次項及び次条第一項において「機構法」という。）とあり、「及び機構法」とあり、「及び機構法」とあるのは、「この法律」とする。

第四条 日本郵便株式会社は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に第三条の規定による改正後の日本郵便株式会社法（以下この条において「新日本郵便株式会社法」という。）第四条第一項第八号口及び第二項第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務を営もうとするときは、施行日前において

も、同条第四項の規定の例により、総務大臣に届け出ることができる。この場合において、その届出をした日本郵便株式会社は、新日本郵便株式会社法第十八条第二項及び第二十三条の規定の適用については、施行日において新日本郵

便株式会社法第四条第四項の規定による届出をしたものとみなす。

2 郵政民営化法第九十三条第二項の規定は、総務大臣が前項前段の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合における同法第十九條の規定の適用については、同条第一項第二号中「第九十三条第二項」とあるのは、「第九十三条第二項（郵政民営化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）とする。

3 日本郵便株式会社は、施行日前に、銀行窓口業務契約（新日本郵便株式会社法第二条第二項に規定する銀行窓口業務契約をいう。以下この条において同じ。）及び保険窓口業務契約（新日本郵便株式会社法第二条第三項に規定する保険窓口業務契約をいう。以下この条において同じ。）について、新日本郵便株式会社法第七条第一項前段及び第三項の規定の例により、総務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、当該認可を受けた銀行窓口業務契約及び保険窓口業務契約は、新日本郵便株式会社法第十八条第二項及び第二十三条の規定の適用については、施行日において新日本郵便株式会社法第七条第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

4 施行日以後における銀行窓口業務契約又は保険窓口業務契約の締結又は変更については、第三条の規定による改正前の日本郵便株式会社法第七条の規定は適用しない。

5 新日本郵便株式会社法附則第三条の規定は、日本郵便株式会社の令和九年四月一日の属する事業年度に係る事業計画から適用する。

(独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 総務大臣は、第四条の規定による改正後の独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(以下この条において「新機構法」という。)第十八条の二第二項第一号又は第十八条の三第二項各号の総務省令を定めようとするときは、第三号施行日前においても、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第三十二条の二の政令で定める審議会等に諮問することができる。

2 総務大臣は、新機構法第十八条の六第二項の総務省令を定めようとするときは、第三号施行日前においても、財務大臣に協議することができる。

3 新機構法第十三条第一項(第三号イ及びロに係る部分に限る。)及び第十八条の五の規定は、第三号施行日の属する年度(新機構法第十八条の二第二項に規定する年度をいう。以下この条において同じ。)以降に新機構法第十八条の二第二項の規定により交付される交付金及び新機構法第十八条の三第一項の規定により徴収する拠出金について適用し、当該年度より前の年度に第四条の規定による改正前の独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(以下この項及び第五項において「旧機構法」という。)第十八条の二第一項の規定により交付される交付金及び旧機構法第十八条の三第一項の規定により徴収する拠出金については、なお従前の例による。

4 新機構法第十八条の九の規定は、日本郵便株式

式会社が令和十年四月一日の属する年度以降の年度において提出及び公表をすべき書類について適用し、日本郵便株式会社が当該年度より前の年度において提出及び公表をすべき書類については、なお従前の例による。

5 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構(以下この条において「機構」という。)が、第三号施行日の属する年度以降に第三項の規定によりなお従前の例によることとされた旧機構法第十三条第一項第三号の業務及びこれに附帯する業務を行う場合には、これらの業務は、新機構法第十八条の三第三項に規定する金融窓口関連郵便局ネットワーク支援業務(次項において単に「金融窓口関連郵便局ネットワーク支援業務」という。)とみなす。

6 機構は、新機構法第十九条の規定にかかわらず、令和九年六月三十日までの間、金融窓口関連郵便局ネットワーク支援業務に要する費用の一部に充てるため、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第十条に規定する郵便貯金管理業務(第八項において単に「郵便貯金管理業務」という。)又は簡易生命保険管理業務(同項において単に「簡易生命保険管理業務」という。)の運営に支障のない範囲内の金額として総務大臣の承認を受けた金額を、新機構法第十九条第一号に定める郵便貯金勘定(次項から第九項までにおいて単に「郵便貯金勘定」という。)又は同条第二号に定める簡易生命保険勘定(次項から第九項までにおいて単に「簡易生命保険勘定」という。)から同条第三号に定める金融窓口関連郵便局ネットワーク支援勘定(次項において単に「金融窓口関連郵便局

ネットワーク支援勘定」という。)に繰り入れることができる。

7 機構は、新機構法第十九条の規定にかかわらず、前項の規定により郵便貯金勘定又は簡易生命保険勘定から金融窓口関連郵便局ネットワーク支援勘定に繰り入れた金額に相当する金額については、令和十年三月三十一日までに、総務省令で定めるところにより、金融窓口関連郵便局ネットワーク支援勘定から郵便貯金勘定又は簡易生命保険勘定に繰り入れるものとする。

8 機構は、新機構法第十九条の規定にかかわらず、令和九年六月三十日までの間、新機構法第十八条の七第一項に規定する郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援業務に要する費用の一部に充てるため、郵便貯金管理業務又は簡易生命保険管理業務の運営に支障のない範囲内の金額として総務大臣の承認を受けた金額を、郵便貯金勘定又は簡易生命保険勘定から新機構法第十九条第四号に定める郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援勘定(次項において単に「郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援勘定」という。)に繰り入れることができる。

9 機構は、新機構法第十九条の規定にかかわらず、前項の規定により郵便貯金勘定又は簡易生命保険勘定から郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援勘定に繰り入れた金額に相当する金額については、令和十年三月三十一日までに、総務省令で定めるところにより、郵便窓口等関連郵便局ネットワーク支援勘定から郵便貯金勘定又は簡易生命保険勘定に繰り入れるものとする。

10 機構の第三号施行日の属する事業年度における新機構法附則第二条の三第一項の規定の適用

については、同項中「機構は、当分の間」とあるのは「機構は」と、「毎事業年度」とあるのは「郵政民営化法等の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の属する事業年度において」と、「その事業年度の前事業年度」とあるのは「令和四年四月一日から当該事業年度の前事業年度の末日までの間」とする。

(罰則に関する経過措置)
第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

理 由

郵政事業を取り巻く社会経済情勢の変化に鑑み、郵政事業に係る基本的な役務の確保を図る観点から日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の見直しを行うほか、日本郵便株式会社について基盤的サービス提供業務を本来業務に追加し、地域貢献業務の実施の努力義務を定め、日本郵政株式会社による地域貢献基金の設置について定めるとともに、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金を拡充する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、令和九年度約千二百四十七億円、令和十年度約五百五十四億円である。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和八年五月十五日

提出者

西村智奈美

有田 芳生

高山 聡史

畑野 君枝

賛成者

赤羽 一嘉外五十四名

刑事訴訟法の一部を改正する法律

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二十条に次の一号を加える。

八 裁判官が再審又は再審の請求の手續について、当該再審若しくは再審の請求に係る被告人の裁判又はその裁判の基礎となつた取調べに關与したとき。ただし、受託裁判官として關与した場合は、この限りでない。

第二十六条第一項中「第二十条第七号の規定を除いて、裁判所書記にこれを」を「第二十条第七号及び第八号に係る部分に限る。」の規定を除き、裁判所書記官に」に改める。

第四百四十四条の次に次の五条を加える。

第四百四十四条の二 再審の請求を受けた裁判所は、再審請求人等(再審の請求をした者又はその弁護人をいう。以下この編において同じ。)の申立てにより又は職権で、再審の請求の手續を行う期日を指定し、又はこれを変更することができる。

前項の期日には、檢察官を出席させることができる。

第一項の期日は、これを再審請求人等及び前項の規定により出席させる檢察官に通知しなければならない。

第四百四十四条の三 前条第一項の期日においては、裁判長が手續を指揮する。

前条第一項の期日における手續については、裁判所の規則の定めるところにより、調書を作成しなければならない。

前項の調書は、裁判所の規則の定めるところにより、電磁的記録をもつて作成し、ファイルに記録しなければならない。

第四百四十四条の四 再審の請求を受けた裁判所は、檢察官、司法警察職員その他の公務員が保管する当該再審の請求に係る被告人事件に關する証拠又は送致書類等目録(事件の送致に關する準則に基づき司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であつて、送致された書類及び証拠物に關し、その標目、品名等を記録したものをいう。)(檢察官以外の公務員が保管するものにあつては、檢察官が入手することができるものに限る。以下この編において「檢察官保管証拠等」という。)であつて、当該再審の請求の理由に關連すると認められるものについて、再審請求人等から開示の請求があつた場合においては、次に掲げるときを除き、決定で、檢察官に対し、再審請求人等に対する開示を命じなければならない。この場合において、裁判所は、開示の時期若しくは方法を指定し、又は開示の条件を付することができる。

一 再審の請求が不適法であるとき。

二 再審の請求に理由がないことが明らかなき。

三 再審の請求の理由と開示の請求に係る檢察官保管証拠等との關連性の程度その他の開示の必要性の程度並びに開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮して相

当でないとき。

再審請求人等は、前項の開示の請求をするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 開示の請求に係る檢察官保管証拠等を識別するに足りる事項

二 再審の請求の理由と開示の請求に係る檢察官保管証拠等との關連性その他の開示の必要性

第一項の開示は、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ、当該各号に定める機会を与える方法によりするものとする。

一 再審の請求をした者 檢察官保管証拠等を閲覧する機会(当該檢察官保管証拠等の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する機会)

二 弁護士 檢察官保管証拠等を閲覧し、及び謄写する機会(当該檢察官保管証拠等の全部又は一部が電磁的記録である場合における当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴し、及び当該電磁的記録を複写し、若しくは印刷し、又はその内容を表示し若しくは再生したものを記載し若しくは記録する機会)

再審の請求を受けた裁判所は、第一項の開示の請求について決定をするときは、檢察官の意見を聴かなければならない。

第一項の開示の請求についてした決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第四百四十四条の五 再審の請求を受けた裁判所は、檢察官保管証拠等について、再審請求人等に対する開示の必要性の程度並びに開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮して相当と認めるときは、職権で、決定で、檢察官に対し、再審請求人等に対する開示を命ずることができる。この場合においては、前条第一項後段の規定を準用する。

前項の開示については前条第三項の規定を、前項の決定については同条第四項及び第五項の規定を準用する。

第四百四十四条の六 再審の請求を受けた裁判所は、第四百四十四条の四第一項又は前条第一項の決定をするに当たり、必要があると認めるときは、檢察官に対し、檢察官保管証拠等の提示を命ずることができる。この場合において、当該檢察官保管証拠等の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法により、提示を受けるものとする。

再審の請求を受けた裁判所は、第四百四十四条の四第一項又は前条第一項の決定をするに当たり、必要があると認めるときは、檢察官に対し、檢察官保管証拠等であつて、裁判所の指定する範囲に属するものの標目の一覧表を提示することを命ずることができる。この場合において、檢察官が当該一覧表を電磁的記録をもつて作成したときは、当該一覧表については、その内容を表示したものを閲覧する方法により、提示を受けるものとする。

前二項の場合においては、再審の請求を受けた裁判所は、何人にも、第一項の檢察官保管証拠等又は前項の一覧表の閲覧又は謄写をさせることができる。

前三項の規定は、第四百四十四条の四第五項(前条第二項において準用する場合を含む。)の

即時抗告が係属する抗告裁判所について準用する。

第四百五十条の次に次の一条を加える。

第四百五十条の二 第四百二十八条第二項、第四百三十三条第一項及び前条の規定にかかわらず、検察官は、第四百四十八条第一項の決定に対しては、第四百二十八条第二項の異議の申立て、第四百三十三条第一項の抗告及び即時抗告をすることはできない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、捜査機関が作成した書類及び収集した証拠物の目録の作成及び保存の在り方、再審の請求をしようとする者に対する検察官保管証拠等(この法律による改正後の刑事訴訟法(次条において「新法」という。)第四百四十四条の四第一項に規定する検察官保管証拠等をいう。)の開示の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(経過措置)

第三条 新法の規定は、この法律の施行の際現に係属している再審及び再審の請求の手續についても、適用する。

(関係法律の整備)

第四条 この法律の施行に伴う関係法律の整備については、別に法律で定める。

理 由

再審制度によって冤罪の被害者を適正かつ迅速に救済し、その基本的な人権の保障を全うする観点から、再審又は再審の請求に係る被告事件の裁判に關与した裁判官の除斥及び忌避、再審の請求の手續における検察官保管証拠等の開示命令等について定めるとともに、再審開始の決定に対して検察官の不服申立てを認めないこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(西村智奈美君外三名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、再審制度によって冤罪の被害者を適正かつ迅速に救済し、その基本的な人権の保障を全うする観点から、再審又は再審の請求に係る被告事件の裁判に關与した裁判官の除斥及び忌避、再審の請求の手續における検察官保管証拠等の開示命令等について定めるとともに、再審開始の決定に対して検察官の不服申立てを認めないこととするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 裁判官の除斥及び忌避の事由に、「裁判官が再審又は再審の請求の手續について、当該再審若しくは再審の請求に係る被告事件の裁判又はその裁判の基礎となった取調べに關与したとき」を追加すること。
- 2 再審の請求を受けた裁判所は、再審請求人等の申立てにより又は職権で、再審の請求の手續を行う期日を指定し、又はこれを変更することができるものとする。
- 3 再審の請求の手續における検察官保管証拠等の開示命令等

(一) 再審の請求を受けた裁判所は、検察官、司法警察職員その他の公務員が保管する当該再審の請求に係る被告事件に關する証拠又は送致書類等目録であつて、当該再審の請求の理由に關連すると認められるものについて、再審請求人等から開示の請求があつた場合においては、再審の請求が不適法であるとき、再審の請求に理由がないことが明らかとなるとき及び開示の必要性の程度と開示により生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮して相当でないと認める

とき、検察官に対し、再審請求人等に対する開示を命じなければならないものとする。

(二) 再審の請求を受けた裁判所は、検察官保管証拠等について、再審請求人等に対する開示の必要性の程度並びに開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮して相当と認めるときは、職権で、決定で、検察官に対し、再審請求人等に対する開示を命ずることができるものとする。

(三) 再審の請求を受けた裁判所は、(一)又は(二)の決定をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、検察官保管証拠等の提示及び検察官保管証拠等であつて裁判所の指定する範囲に属するものの標目の一覧表を提示することを命ずることができるものとする。

4 検察官は、再審開始の決定に対しては、即時抗告、異議の申立て及び特別抗告をすることはできないものとする。

5 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(二) 政府は、この法律の施行後三年を目途として、捜査機関が作成した書類及び収集した証拠物の目録の作成及び保存の在り方、再審の請求をしようとする者に対する検察官保管証拠等の開示の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

二 議案の否決理由

再審制度によって冤罪の被害者を適正かつ迅速に救済し、その基本的な人権の保障を全うする観点から、再審又は再審の請求に係る被告事件の裁判に關与した裁判官の除斥及び忌避、再審の請求の手續における検察官保管証拠等の開示命令等について定めるとともに、再審開始の決定に対して検察官の不服申立てを認めないこととする本案は、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。

令和八年六月十二日

衆議院議長 森 英介殿
法務委員長 井上 英孝

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和八年五月十五日

内閣総理大臣 高市 早苗

刑事訴訟法の一部を改正する法律

第一条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百十一号)の一部を次のように改正する。

第四十条第一項中「書類」の下に「(刑事確定訴訟記録法昭和六十二年法律第六十四号)第二条第一項に規定する訴訟の記録(訴訟終結後のものに限る。)を含む。第四十七条を除き、以下同じ。」を加える。

第四百四十二条ただし書中「但し」を「ただし」に、「請求についての裁判がある」を「判決が確定する」に改め、同条に次の一項を加える。

管轄裁判所に対応する検察庁の検察官は、前項ただし書の規定により死刑の執行を停止したときは、刑法第十一条第二項の規定による拘留を停止することができる。

第四百四十八条に次の一項を加える。

前項の規定により死刑の執行を停止したときは、決定で刑法第十一条第二項の規定による拘留を停止することができる。

第四百五十条中、「第四百四十八条第一項」を削り、「前条第一項の」の下に「規定による」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第四百五十条の二 第四百四十八条第一項の規定による決定に対しては、当該決定が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合に限る、即時抗告をすることができる。

前項の即時抗告を棄却する決定又は前条の即時抗告(第四百四十六条又は第四百四十七条第一項の規定による決定に対するものに限る。)が係属する抗告裁判所の第四百四十八条第一項の規定による決定に対する第四百三十三条第一項の抗告は、当該決定が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合に限り、これを行うことができる。

政府は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、当該各号に定める事項を公表するものとする。

一 第四百四十八条第一項の規定による決定(最高裁判所がしたものを除く。)があつたとき その旨並びに検察官が当該決定に対する即時抗告又は第四百三十三条第一項の抗告をしたかどうか及び当該即時抗告又は抗告をした場合におけるその理由

二 第一項の即時抗告を棄却する決定があつたとき その旨並びに検察官が当該決定に対する第四百三十三条第一項の抗告をしたかどうか及び当該抗告をした場合におけるその理由

第四百五十条の三 第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定による決定に対する即時抗告の提起期間は、第四百二十二条の規定にかかわらず、十四日とする。

前項の即時抗告に係る抗告裁判所の決定に対する第四百三十三条第一項の抗告の提起期間は、同条第二項の規定にかかわらず、十四日とする。

第二条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

第百八十八条の二第二項中「者」の下に「又は開始決定再審請求者」を、「[自己]」の下に「若しくは供述」を、「より」の下に「被告人であつた者が」を加え、「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項に定めるもののほか、再審開始の決定が確定した事件について、無罪の判決が確定したときは、国は、当該再審開始の決定に係る再審の請求をした者(検察官を除く。以下

この章において「開始決定再審請求者」という。)に対し、その再審の請求の手續に要した費用の補償をする。ただし、開始決定再審請求者の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、補償をしないことができる。

第百八十八条の三第一項中「前条第一項の」を「次の各号に掲げる」に、「被告人であつた」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前条第一項の補償 被告人であつた者
二 前条第二項の補償 開始決定再審請求者
第百八十八条の三第二項中「六箇月」を「六月」に改める。

第百八十八条の六第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる費用の範囲は、当該各号に定めるものに限るものとし、その額に関しては、刑事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十一号)の規定中、被告人若しくは被告人であつた者又は開始決定再審請求者については証人、弁護人であつた者については弁護人に関する規定を準用する。

一 第百八十八条の二第一項又は第百八十八条の四の規定により補償される費用 被告人若しくは被告人であつた者又はそれらの者の弁護人であつた者が公判準備及び公判期日に出頭するに要した旅費、日当及び宿泊料並びに弁護人であつた者に対する報酬

二 第百八十八条の二第二項の規定により補償される費用 開始決定再審請求者又はその弁護人であつた者が同項の再審の請求に係る審判の手續に出頭するに要した旅費、日当及び宿泊料並びに弁護人であつた者に対する報酬

第百八十八条の六第二項中「又は公判期日」を「若しくは公判期日又は前項第二号の審判の手續」に、「前項」を「同項各号」に改める。

第百八十八条の七中「被告人又は」を「被告人若しくは」に、「者」を「者又は開始決定再審請求者」に改める。

第四百三十八条の次に次の一条を加える。

第四百三十八条の二 裁判官は、再審の請求があつた事件について、原判決に係る被告事件についての次に掲げる裁判に関与したときは、職務の執行から除斥される。

一 第三百三十三條、第三百三十四條又は第三百三十六條の規定による判決

二 前号に掲げる判決に係る第三百九十六條の規定による判決

三 略式命令

裁判官が、再審開始の決定が確定した事件について、当該再審開始の決定に係る再審の請求についての次に掲げる決定に関与したときも、前項と同様とする。

一 第四百四十四条の二第二項(第二号に係る部分に限る。)又は第四百四十七条第一項若しくは第四百四十八条第一項の規定による決定

二 前号に掲げる決定に対する即時抗告又は第四百二十八条第二項の異議の申立てを棄却する決定(当該即時抗告又は異議の申立ての手續がその規定に違反したことのみを理由とするものを除く。)

第四百四十一条の次に次の一条を加える。

第四百四十一条の二 再審の請求をするには、その理由を記載した書面を管轄裁判所に差し出さなければならない。

前項の書面には、証拠書類又は証拠物及び原判決の裁判書の謄本(裁判書が電磁的記録である場合にあつては、当該裁判書に記録されている事項の全部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該裁判書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの。以下この項において同じ。)を添えなければならない。ただし、第二百七十一条の二第二項若しくは第三百十二条の二第一項(第四百四条において準用する場合を含む。)の規定による求めがあつた場合又は第二百九十九条の四第一項、第三項、第六項若しくは第八項若しくは第二百九十九条の五第三項(これらの規定を第四百四条第四百十四条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定による措置がとられた場合であつて、原判決の裁判書の謄本を添えることができないときは、証拠書類又は証拠物及び原判決の裁判書の抄本(裁判書が電磁的記録である場合にあつては、当該裁判書に記録されている事項の一部を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録であつてその内容が当該裁判書に記録されている事項と同一であることの証明がされたもの)であつて、これらの求めに係る個人特定事項又はこれらの措置に係る氏名若しくは住居の記載又は記録がないものを添えれば足りる。第四百四十四条の次に次の一条を加える。

第四百四十四条の二 再審の請求を受けた裁判所は、遅滞なく、その請求について調査しなければならない。

前項の裁判所は、同項の規定による調査の結果に基づいて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める決定をしなければならない。

- ばならない。
- 一 次に掲げる場合 再審の請求を棄却する決定
- イ 再審の請求が法令上の方式に違反したものであると認めるとき。
- ロ 再審の請求が請求権の消滅後にされたものであると認めるとき。
- ハ 第四百四十一条の二第二項の書面に記載された再審の請求の理由が明らかに第四百三十五条各号又は第四百三十六条第一項各号に掲げる場合に該当しないと認めるとき。
- 二 再審の請求が理由のあるものであることが明らかであると認める場合 再審開始の決定
- 三 前二号に掲げる場合以外の場合 審判を開始する旨の決定(以下「審判開始の決定」という。)
- 前項(第二号に係る部分に限る。)の規定による決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができる。
- 前項の規定により死刑の執行を停止したときは、決定で刑法第十一条第二項の規定による拘置を停止することができる。
- 第四百四十五条中「再審の請求を受けた」を「審判開始の決定をした」に、「取調」を「取調べ」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。
- 再審の請求を受けた裁判所は、審判開始の決定をした後でなければ、事実の取調べをすることができない。
- 第四百四十五条に次の一項を加える。
- 再審の請求をした者(検察官を除く。以下「再審請求者」という。)、弁護士又は検察官

は、審判開始の決定をした裁判所に対し、事実の取調べを請求することができる。

第四百四十五条の次に次の九条を加える。

第四百四十五条の二 審判開始の決定をした裁判所は、再審の請求の理由に関連すると認められる証拠について、その関連性の程度その他の当該再審の請求についての裁判をするために提出を受けることの必要性の程度並びにその提出を受けた場合に生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、再審請求者若しくは弁護人の請求により又は職権で、決定で、検察官に対し、当該証拠の提出を命じなければならない。

裁判所は、前項の決定又は同項の請求を却下する決定をするには、検察官の意見を聴かなければならない。

第一項の決定又は同項の請求を却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第四百四十五条の三 裁判所は、前条第一項の決定をするか否かの判断をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、当該判断の対象となる証拠の提示を命ずることができる。この場合において、当該証拠の全部又は一部が電磁的記録であるときは、当該電磁的記録については、その内容を表示したものを閲覧し、又はその内容を再生したものを視聴する方法により、提示を受けるものとする。

裁判所は、前条第一項の決定をするか否かの判断をするに当たり、必要があると認めるときは、検察官に対し、その保管する証拠であつて、裁判所の指定する範囲に属するものの標目の一覧表を提示することを命ずること

ができる。この場合において、検察官が当該一覧表を電磁的記録をもつて作成したときは、当該一覧表については、その内容を表示したものを閲覧する方法により、提示を受けるものとする。

前二項の場合においては、裁判所は、何人にも、第一項の証拠又は前項の一覧表の閲覧又は謄写をさせることができない。

前三項の規定は、前条第三項の即時抗告が係属する抗告裁判所について準用する。

第四百四十五条の四 弁護士は、再審の請求の手續において、裁判所が審判開始の決定をした後に検察官から提出を受けた証拠を謄写したときは、その証拠に係る複製等を適正に管理し、その保管をみだりに他人に委ねてはならない。

第四百四十五条の五 再審請求者、弁護士又は弁護士であつた者は、前条に規定する証拠に係る複製等を、次に掲げる手續又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供してはならない。

一 当該再審の請求に係る事件についての再審の請求の手續

二 前号に掲げる手續において再審開始の決定が確定した場合における被告事件の審理その他の当該被告事件に係る裁判のための審理及び当該被告事件に関する第二百八十一条の四第一項第二号に掲げる手續(同号ホに掲げるものを除く。)

前項の規定に違反した場合の措置については、再審請求者の再審の請求に係る利益又は再審における被告人の防御権を踏まえ、複製等の内容、行為の目的及び態様、関係人の名

誉又はその私生活若しくは業務の平穩が害されていのかどうか、当該複製等に係る証拠が公判期日において取り調べられたものであるかどうか、その取調べの方法その他の事情を考慮するものとする。

第四百四十五条の六 再審請求者が、第四百四十五条の四に規定する証拠に係る複製等を、前条第一項各号に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

弁護人又は弁護人であつた者が、第四百四十五条の四に規定する証拠に係る複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときも、前項と同様とする。

第四百四十五条の七 審判開始の決定をした裁判所は、審理を終結するまでに、再審の請求について、再審請求者(再審請求者が第四百三十九条第一項第三号に掲げる者である場合にあつては、再審請求者及び有罪の言渡しを受けた者)、弁護人及び検察官の意見を聴かなければならない。

審判開始の決定をした裁判所は、審理を終結するには、審理を終結する日(以下この条において「審理終結日」という。)を定めなければならない。この場合においては、あらかじめ、審理の終結について、再審請求者又は弁護人及び検察官の意見を聴かなければならない。

審判開始の決定をした裁判所は、再審請求者、弁護人若しくは検察官の請求により、又

は職権で、審理終結日を変更することができる。

審理終結日を変更するには、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、再審請求者又は弁護人及び検察官の意見を聴かなければならない。ただし、急速を要する場合、この限りでない。

審理終結日は、再審請求者、弁護人及び検察官に通知しなければならない。

第四百四十五条の八 審判開始の決定をした裁判所は、審理を終結したときは、速やかに、再審の請求について決定をする日(以下この条において「決定日」という。)を定めなければならない。

審判開始の決定をした裁判所は、決定日を変更することができる。

前条第五項の規定は、決定日について準用する。

第四百四十五条の九 審判開始の決定をした裁判所は、適当と認めるときは、再審請求者、弁護人若しくは検察官の請求により、又は職権で、決定で、終結した審理を再開することができる。

第四百四十五条の十 審判開始の決定があつた場合において、再審請求者が死亡したときは、再審の請求の手続は、中断する。この場合において、第四百三十九条第一項第二号から第四号までに掲げる者は、その手続を受け継ぐことができる。

前項後段の規定による受継の申立ては、再審請求者の死亡の日から一月以内しなければならない。

第一項の規定による中断があつたときは、即時抗告又は第四百三十三条第一項の抗告の

提起期間は、進行を停止する。この場合においては、第一項後段の規定による受継があつた時から、新たに全期間の進行を始める。

第二項の期間内に同項の申立てがないときは、審判開始の決定をした裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならない。

第四百四十六条中「再審」を「審判開始の決定をした裁判所は、審理の結果、再審」に、「あることが判明した」に改める。

第四百四十七条第一項中「再審」を「審判開始の決定をした裁判所は、審理の結果、再審」に、「とき」を「ものであると認めるとき」に改め、同条第二項中「決定」を「規定による決定」に改める。

第四百四十八条第一項中「再審の」を「審判開始の決定をした裁判所は、審理の結果、再審の」に、「とき」を「ものであると認めるとき」に改め、同条第二項中「再審開始の」を「前項の規定による」に改める。

第四百五十条中「第四百四十六条」を「第四百四十四条の二第二項(第一号に係る部分に限る。)、第四百四十六条」に改める。

第四百五十条の二第一項中「第四百四十八条第一項」を「第四百四十四条の二第二項(第二号に係る部分に限る。第三項第一号において同じ。)」又は「第四百四十八条第一項」に改め、同条第二項中「抗告裁判所の」の下に「第四百五十条の五第一項において準用する」を加え、同条第三項第一号中「第四百四十八条第一項」を「第四百四十四条の二第二項又は第四百四十八条第一項(第四百五十条の五第一項において準用する場合を含む。)」に改める。

第四百五十条の三の次に次の二条を加える。

第四百五十条の四 第四百四十四条の二第二項

(第三号に係る部分を除く。)の規定による決定に対する即時抗告が係属する抗告裁判所は、当該即時抗告について調査しなければならない。

前項の抗告裁判所は、第四十三条第三項の規定にかかわらず、事実の取調べをすることができる。

第一項の即時抗告が理由のあるときは、第四百二十六条第二項の規定にかかわらず、決定で、原決定を取り消して、事件を再審の請求を受けた裁判所に差し戻さなければならない。

前三項の規定は、第一項の即時抗告に係る抗告裁判所の決定に対する第四百三十三条第一項の抗告が係属する抗告裁判所について準用する。

第四百五十条の五 第四百四十五条第二項及び第三項、第四百四十五条の二、第四百四十五条の三、第四百四十五条の七(第一項を除く。)から第四百四十五条の九まで、第四百四十五条の十第四項並びに第四百四十六条から第四百四十八条までの規定は、第四百四十六条、第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定による決定に対する即時抗告が係属する抗告裁判所について準用する。この場合において、第四百四十五条の八第一項中「再審の請求」とあるのは、「即時抗告」と読み替えるものとする。

第四百四十五条第二項及び第三項、第四百四十五条の二第一項及び第二項、第四百四十五条の三第一項から第三項まで、第四百四十五条の十第四項並びに第四百四十六条から第四百四十八条までの規定は、前項の即時抗告に係る抗告裁判所の決定に対する第四百三十

三条第一項の原告が係属する抗告裁判所について準用する。

第四百五十一条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「見込」を「見込み」に改め、同項第二号中「言渡」を「言渡し」に、「見込」を「見込み」に改め、同条第三項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第四項中「再審の請求をした者」を「再審請求者」に、「附しなければ」を「付さなければ」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条、第十五条及び第十六条の規定 公布の日

二 第一条の規定並びに附則第五条及び第六条の規定 公布の日から起算して二十日を経過した日

三 第二条中刑事訴訟法第百八十八条の二、第百八十八条の三、第百八十八条の六及び第百八十八条の七の改正規定並びに附則第七条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年ごとに、この法律による改正後の規定の施行の状況等を勘案し、再審の制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(再審の請求の迅速化等)

第三条 再審の請求の手続については、近年における再審の手続に関する諸事情に鑑み、裁判の

迅速化に関する法律(平成十五年法律第百七号)第二条第一項の目標が実現されるよう、適正かつ迅速に行われなければならない。

2 再審の請求をした者(検察官を除く)、弁護人及び検察官は、再審の請求の手続が迅速に行われるよう、裁判所に進んで協力しなければならない。

(証拠の提出命令による証拠の提出の在り方)

第四条 近年における再審の手続に関する諸事情に鑑み、第二条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。附則第六条第一項において同じ。)による改正後の刑事訴訟法(以下「第二条改正後刑事訴訟法」という。)第四百四十五条の二第一項の規定による決定については、再審の請求の理由に関連すると認める証拠の範囲が不当に狭くならないように留意されなければならない。

(再審開始の決定に対する不服申立て等に係る審理期間)

第五条 近年における再審の手続に関する諸事情に鑑み、再審開始の決定に対する不服申立てであつて附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下この条及び次条において「第二号施行日」という。)以後にされたもの又は当該決定に対する不服申立てに係る裁判所の決定に対する不服申立てであつて第二号施行日以後にされたものについては、それぞれ事件が受理された日から一年以内にその係属する裁判所の決定がされるように努めなければならない。

(再審の請求に係る決定に対する即時抗告等の提起期間に関する経過措置)

第六条 第一条の規定による改正後の刑事訴訟法(次項及び附則第十二条において「第一条改正後刑事訴訟法」という。)第四百五十条の三第一項

の規定は、第二条の規定による改正前の刑事訴訟法(以下この条及び附則第十二条において「第二条改正前刑事訴訟法」という。)第四百四十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定による決定(附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。次項及び附則第八条において「第二条改正前決定」という。)であつて第二号施行日以後にされたもの及び第二条改正後刑事訴訟法第四百四十七條第一項又は第四百四十八條第一項の規定による決定(次項において「第二条改正後決定」という。)に対する即時抗告(刑事訴訟法第四百二十八条第二項の異議の申立てを含む。以下この条において同じ。)について適用し、第二号施行日前にされた第二条改正前刑事訴訟法第四百四十七條第一項又は第四百四十八條第一項の規定による決定に対する即時抗告については、適用しない。

2

第一条改正後刑事訴訟法第四百五十条の三第二項の規定は、第二条改正前決定又は第二条改正後決定に対する即時抗告に係る抗告裁判所の第二号施行日以後にされた決定に対する刑事訴訟法第四百三十三條第一項の抗告について適用し、第二条改正前刑事訴訟法第四百四十七條第一項又は第四百四十八條第一項の規定による決定に対する即時抗告に係る抗告裁判所の第二号施行日前にされた決定に対する刑事訴訟法第四百三十三條第一項の抗告については、適用しない。

(再審請求手続に関する費用補償に関する経過措置)

第七条 第二条の規定(附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の刑事訴訟法

第百八十八条の二第二項及び第三項の規定は、再審開始の決定が確定した事件について同号に掲げる規定の施行の日以後に無罪の判決が確定した場合における当該再審開始の決定に係る再審の請求の手続に要した費用であつて同日前に生じたものについても適用する。

(再審公判における裁判官の除斥に関する経過措置)

第八条 第二条改正後刑事訴訟法第四百三十八条の二第二項の規定は、再審開始の決定が確定した事件について、当該再審開始の決定に係る再審の請求についての次に掲げる決定に関与した裁判官にも適用する。

一 第二条改正前決定

二 第二条改正前決定に対する即時抗告又は刑事訴訟法第四百二十八条第二項の異議の申立てを棄却する決定(当該即時抗告又は異議の申立ての手続がその規定に違反したことのみを理由とするものを除く。)

(再審の請求に関する調査手続及び審判手続に関する経過措置)

第九条 第二条改正後刑事訴訟法第四百四十四條の二から第四百四十五條の三まで、第四百四十五條の七から第四百四十五條の九まで、第四百四十六條、第四百四十七條、第四百四十八條第一項及び第二項、第四百五十條、第四百五十條の二、第四百五十條の四並びに第四百五十條の五の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に再審の請求があつた事件について適用し、施行日前に再審の請求があつた事件(次条及び附則第十一条において「施行前請求事件」という。)については、なお従前の例による。

(再審請求手続において謄写された証拠の複製等の適正管理等に関する経過措置)

第十条 第二条改正後刑事訴訟法第四百四十五条の四及び第四百四十五条の五の規定は、施行前請求事件の再審の請求の手続において裁判所が検察官から提出を受けた証拠が謄写されたときにおけるその証拠に係る複製等(刑事訴訟法第二百八十一条の三に規定する複製等をいう。次項において同じ。)についても適用する。この場合において、第二条改正後刑事訴訟法第四百四十五条の四中「審判開始の決定をした後に検察官」とあるのは、「検察官」とする。

2 第二条改正後刑事訴訟法第四百四十五条の六の規定は、施行前請求事件の再審の請求の手続において裁判所が検察官から提出を受けた証拠が施行日以後に謄写されたときにおけるその証拠に係る複製等についても適用する。

(再審請求手続の受継に関する経過措置)

第十一条 第二条改正後刑事訴訟法第四百四十五条の十の規定は、施行前請求事件に係る再審の請求をした者(検察官を除く。)が施行日以後に死亡した場合についても適用する。この場合において、同条第一項中「審判開始の決定があつた場合において、再審請求者が」とあるのは「再審の請求をした者(検察官を除く。)が刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和八年法律第 号)の施行の日以後に」と、同条第四項中「審判開始の決定をした」とあるのは「再審の請求を受けた」とする。

(死刑確定者の拘置の停止に関する経過措置)

第十二条 施行日以後における第一条改正後刑事訴訟法第四百四十八条第三項の規定の適用については、第二条改正前刑事訴訟法第四百四十八

条第二項の規定による死刑の執行停止(附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。)は、第二条改正後刑事訴訟法第四百四十八条第二項の規定による死刑の執行停止とみなす。

(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正)

第十三条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一号を加える。

十一 再審開始の決定が確定した事件について、次に掲げる裁判に関与した者

イ 原判決に係る被告事件についての次に掲げる裁判

(1) 刑事訴訟法第三百三十三条、第三百三十四条又は第三百三十六条の規定による判決

(2) (1)に掲げる判決に係る刑事訴訟法第三百九十六条の規定による判決

(3) 略式命令

ロ 当該再審開始の決定に係る再審の請求についての次に掲げる決定

(1) 刑事訴訟法第四百四十四条の第二項(第二号に係る部分に限る。)又は第四百四十七条第一項若しくは第四百四十八条第一項の規定による決定

(2) (1)に掲げる決定に対する即時抗告又は刑事訴訟法第四百二十八条第二項の異議の申立てを棄却する決定(当該即時抗告又は異議の申立ての手続がその規定に違反したことをみえる理由とするものを除く。)

(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 前条の規定による改正後の裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第十七条第十一号ロに係る部分に限る。の規定は、再審開始の決定が確定した事件について、当該再審開始の決定に係る再審の請求についての附則第八条各号に掲げる決定に関与した者にも適用する。

(情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十五条 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和七年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち刑事訴訟法第四十条第一項の改正規定中「及び証拠物」を「書類」の下に、「及び証拠物」を「を」、「及び証拠物」の下に「に」、「に改め」を「を加え」に改める。

(政令への委任)

第十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

近年における刑事事件の再審の手続をめぐる諸事情に鑑み、同手続が非常救済手続としてより適切に機能するようにするため、再審請求審における証拠の提出命令、再審開始の決定に対する検察官の不服申立て、再審の手続における裁判官の除斥、再審請求審において審理を要するものを選別するための調査手続、審理を要すると判断されたものについての審判手続その他の再審の手続等に関する規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年における刑事事件の再審の手続をめぐる諸事情に鑑み、同手続が非常救済手続としてより適切に機能するようにするため、再審請求審における証拠の提出命令、再審開始の決定に対する検察官の不服申立て、再審の手続における裁判官の除斥、再審請求審において審理を要するものを選別するための調査手続、審理を要すると判断されたものについての審判手続その他の再審の手続等に関する規定の整備を行うおとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 再審請求審における証拠の提出命令に関する規定の整備

(一) 審判開始の決定をした裁判所は、一定の要件の下で、検察官に対し、再審の請求の理由に関連すると認められる証拠の提出を命じなければならないものとする。

(二) 再審の請求の手続において謄写された検察官提出証拠の複製等の適正管理及び目的外使用の禁止に関する規定を整備すること。

2 再審開始の決定等に対しては、当該決定等が取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合に限り、即時抗告等を行うことができるものとし、政府は、再審開始の決定等があつたときは、遅滞なく、その旨並びに検察官が当該決定等に対する即時抗告等をしたかどうか及び当該即時抗告等をした場合におけるその理由を公表するものとする。

3 通常審・再審請求審に関与した裁判官を、一定の範囲で、後の再審請求審・再審公判から除斥するものとする。

4 再審請求審における調査手続及び審判手続に関する規定の整備

(一) 再審の請求を受けた裁判所は、遅滞なく、その請求について調査しなければならぬものとし、当該裁判所は、調査の結果に基づいて、再審の請求を棄却する決定若しくは再審開始の決定又は審判開始の決定をしなければならないものとする。

(二) 再審の請求を受けた裁判所は、審判開始の決定をした後でなければ、事実の取調べをすることができないものとする。ことに、再審請求者、弁護人又は檢察官は、審判開始の決定をした裁判所に対し、事実の取調べを請求することができるものとする。

5 施行期日等

(一) この法律は、原則として、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(二) 政府は、この法律の施行後五年ごとに、再審制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、近年における刑事事件の再審の手続をめぐる諸事情に鑑み、同手続が非常救済手続としてより適切に機能するようにするため、再審請求審における証拠の提出命令、再審開始の決定に対する検察官の不服申立て、再審の手続における裁判官の除斥、再審請求審において審理を要するものを選別するための調査手続、審

理を要すると判断されたものについての審判手続その他の再審の手続等に関する規定の整備を行おうとするもので、その措置は妥当なものと認めるが、政府によりこの法律の施行後五年ごとに行われる検討の対象に、「再審の請求の手続における証拠の目的外使用の禁止に関する制度及び検察官が保管する証拠の一覧表に関する制度」を例示として追加し、従来行われてきた「再審の請求の手続における運用上の措置としての裁判所による検察官に対する勧告であつて任意での証拠の提出又は開示に係るもの及び検察官による任意での証拠の提出又は開示は事案に応じ適切に行うものとする旨の規定を追加する修正を行う必要があると認め、別紙のとおり、これを修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、国民民主党・無所属クラブから修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

令和八年六月十二日

法務委員長 井上 英孝

衆議院議長 森 英介殿

別紙

刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する修正

刑事訴訟法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第二条中「勘案し」の下に「再審の請求の手續における証拠の目的外使用の禁止に関する制度及び検察官が保管する証拠の一覧表に関する制度その他の」を加える。

附則第四条の見出し中「在り方」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。

2 近年における再審の手続に関する諸事情に鑑み、従来行われてきた再審の請求の手続における運用上の措置としての裁判所による検察官に対する勧告であつて任意での証拠の提出又は開示に係るもの及び検察官による任意での証拠の提出又は開示は、事案に応じ、適切に行うものとする。

別紙

刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

冤罪は、冤罪被害者やその家族の人生を大きく狂わせ、時にはその生命をも奪いかねない国家による究極の人権侵害である。政府及び最高裁判所は、冤罪の発生を未然に防ぐことはもちろん、冤罪被害者の救済に長い年月を要してきた実情を踏まえ、一定の重大な瑕疵があつた場合に三審制の下で確定した有罪判決を是正する非常救済手続である再審制度について、公平な裁判所の迅速な裁判を受ける権利を保障している憲法の理念に基づいて、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 過去の再審無罪事件において再審請求審で開示された裁判所不提出証拠が重要な役割を果たしたことが及び開示されるまでに長期間を要した事例があったことに鑑み、検察官は公益の代表者であることを深く自覚した上で、裁判所から勧告があった場合は、裁判所の意向を十二分に踏まえ、任意での証拠の提出又は開示を適切に行うこと。

二 再審請求審における証拠提出命令については、通常審の公判前整理手続における証拠開示命令の対象となる証拠は、必ずしも検察官が現

に保管している証拠に限らず、当該事件の捜査の過程で作成され、又は入手した書面等であつて、公務員が職務上現に保管し、かつ、検察官官において入手が容易なものを含むと解するのが相当であるとした判例を踏まえた運用が行われるよう努めるとともに、これまで司法警察員から検察官に送致されていなかった証拠が再審無罪につながった事件があつたことを踏まえ、捜査機関は証拠を適正に保管及び送致すること。

三 通常審と異なり非公開で行われる再審請求審における証拠の複製等の目的外使用の禁止の規定に違反した場合の措置については、支援者に協力を求めることを含む正当な弁護活動や報道機関を通じた国民の知る権利にも適切な配慮がされるよう周知すること。

四 再審開始の決定等に對する不服申立てにより冤罪被害者の救済に數多の年月を要した事件があるとの指摘を重く受け止め、檢察官は本法により再審開始の決定等に對する不服申立てが原則として禁止されることを十分に認識した上で、これを例外的に行うに当たつては、その趣旨を踏まえ、再審開始の決定等を「取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠」の有無を慎重かつ十二分に検討するとともに、公表される不服申立ての理由についても「取り消されるべきものと認めるに足りる十分な根拠がある場合」に該當するか否かの検証が可能となるよう具體的な明示をするよう努めること。

五 本法は、再審の請求に当たり添付が求められている新証拠に関する従前の実務における解釈・運用を変更する趣旨ではないことを周知する。

六 誤判による有罪判決を未然に防止し、冤罪被害者を生まない刑事司法を実現していくために

は、通常審における適切な証拠開示制度が必要不可欠であり、その運用状況を踏まえつつ、不
断の検討を行っていくこと。

七 附則第二条の規定による検討に際しては、必
要に応じ、捜査機関が作成した書類及び収集し
た証拠物の保存の在り方並びに再審請求の準備
段階及び再審請求審における国選弁護制度につ
いても検討を加え、必要があると認めるとき
は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるこ
と。

ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する
法律案

右
国会に提出する。

令和八年四月十日

内閣総理大臣 高市 早苗

ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関す
る法律

(目的)

第一条 この法律は、ヒト胚又はヒト生殖細胞に
対してゲノム編集技術等を用いることが予測し
得ない遺伝子改変をもたらす可能性があり、こ
れにより、ヒト胚及び人の発育に重大な影響を
及ぼすおそれがあること並びに当該遺伝子改変
の影響が将来の世代にわたって個人や社会に重
大な影響を及ぼすおそれがあることに鑑み、ヒ
トゲノム編集胚等を人又は動物の胎内に移植す
ることを禁止するとともに、ヒトゲノム編集胚
等の作成、譲受け及び輸入並びに使用を規制
し、その他ヒトゲノム編集胚等の適正な取扱い
を確保するための措置を講ずることにより、人
の生命及び身体の安全の確保を図り、併せて科

学技術の健全な発展に寄与することを目的とす
る。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用
語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ
による。

一 ヒト胚 ヒトの一の細胞(ヒト生殖細胞を
除く)又は細胞群であつて、そのまま人又は
動物の胎内において発生の過程を経ることに
より一の個体に成長する可能性のあるものの
うち、胎盤の形成を開始する前のものをい
う。

二 ヒト生殖細胞 ヒトの精子(精子に変化す
る過程にある細胞を含む)又は未受精卵(未
受精の卵細胞及び卵母細胞をいい、これらに
変化する過程にある細胞を含む)をいう。

三 ゲノム編集技術等 ゲノム編集技術(デオ
キシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の
配列に関し、特定の配列若しくはその近傍の
塩基の配列における塩基間の結合を切断し、
又は当該特定の配列若しくはその近傍の塩基
の配列を改変する技術をいう。)その他の核酸
その他の遺伝子の発現と密接な関係を有する
物の構造又は機能に影響を及ぼすことで遺伝
子の発現に影響を与え得る技術であつて政令
で定めるものをいう。

四 ヒトゲノム編集胚等 ヒトに関するクロー
ン技術等の規制に関する法律(平成十二年法
律第百四十六号)第四条第一項に規定する特
定胚以外のヒト胚又はヒト生殖細胞であつて
次に掲げるものをいう。
イ ゲノム編集技術等を用いて加工されたヒ
ト胚(当該ヒト胚が一回以上分割されるこ
とにより順次生ずるそれぞれのヒト胚を含

む)。

ロ ゲノム編集技術等を用いて加工されたヒ
ト生殖細胞(当該ヒト生殖細胞が一回以上
分裂その他の変化をすることにより順次生
ずるそれぞれのヒト生殖細胞を含む)。

ハ 口に掲げるヒト生殖細胞と他のヒト生殖
細胞との受精により生ずるヒト胚(当該ヒ
ト胚が一回以上分割されることにより順次
生ずるそれぞれのヒト胚を含む)。

五 動物 哺乳綱に属する種の個体(ヒトを除
く)をいう。

六 胎内 女性又は動物の雌の内生殖器をい
う。

(禁止行為)

第三条 何人も、ヒトゲノム編集胚等を人又は動
物の胎内に移植してはならない。ただし、ヒト
ゲノム編集胚等を動物の胎内に移植する場合
で、その胎内において胎盤の形成を開始する可
能性がないものとして政令で定める要件に該
当するときは、この限りでない。

(指針)

第四条 厚生労働大臣、内閣総理大臣及び文部科
学大臣は、ヒトゲノム編集胚等が人又は動物の
胎内に移植された場合に、ヒト胚及び人の発育
に重大な影響を及ぼすおそれがあること並びに
予測し得ない遺伝子改変の影響が将来の世代に
わたって個人や社会に重大な影響を及ぼすおそ
れがあることに鑑み、次に掲げる取扱い(以下
「ヒトゲノム編集胚等の取扱い」という。)の適正
を確保するため、生命現象の解明に関する科学
的知見を勘案し、ヒトゲノム編集胚等の取扱い
に関する指針(以下「指針」という。)を定めなけ
ればならない。

一 ヒトゲノム編集胚等の作成(当該作成のた

めに行うヒトゲノム編集胚等の使用を含む。
以下同じ)。

二 ヒトゲノム編集胚等の譲受け又は輸入
三 ヒトゲノム編集胚等の使用(第一号のヒト
ゲノム編集胚等の使用を除く。第六条第三項
第三号ハ及び附則第三条第四項第三号ハを除
き、以下同じ)。

四 前三号に掲げるもののほか、その保有する
ヒトゲノム編集胚等の管理その他の取扱い
指針においては、次に掲げる事項について定
めるものとする。

一 許容されるヒトゲノム編集胚等を取り扱う
用途の要件に関する事項

二 ヒトゲノム編集胚等の作成に必要なヒト胚
又はヒト生殖細胞の提供者の同意が得られて
いることその他の許容されるヒトゲノム編集
胚等の作成の要件に関する事項

三 譲り受け、又は輸入するヒトゲノム編集胚
等が適正な取扱いが行われたものであること
その他の許容されるヒトゲノム編集胚等の譲
受け又は輸入の要件に関する事項

四 許容されるヒトゲノム編集胚等の使用の要
件に関する事項

五 その保有するヒトゲノム編集胚等の管理方
法が適切であることその他の許容されるその
保有するヒトゲノム編集胚等の管理の要件に
関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、ヒトゲノム編
集胚等の取扱いに関して配慮すべき手続その
他の事項
3 厚生労働大臣、内閣総理大臣及び文部科学大
臣は、指針を定め、又はこれを変更しようとす
るときは、あらかじめ、総合科学技術・イノ
ベーション会議の意見を聴かなければならな
い。

4 厚生労働大臣、内閣総理大臣及び文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 (遵守義務) 第五条 ヒトゲノム編集胚等の取扱いは、指針に従って行わなければならない。 (取扱計画書の届出) 第六条 ヒトゲノム編集胚等の取扱いを行う者は、ヒトゲノム編集胚等の取扱いに関する計画書(以下「取扱計画書」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日までに、あらかじめ、これを主務大臣に届け出なければならない。ただし、保有するヒトゲノム編集胚等の譲渡し、輸出若しくは廃棄又は滅失については、この限りでない。 一 ヒトゲノム編集胚等の作成、譲受け又は輸入をする場合 次のイ又はロに掲げる場合に 応じ、当該イ又はロに定める日 イ ヒトゲノム編集胚等の作成、譲受け又は輸入をする場合 ヒトゲノム編集胚等の作成、譲受け若しくは輸入の日又は当該他のヒトゲノム編集胚等の作成、譲受け若しくは輸入の日のうちいずれか早い日 ロ イに掲げる場合以外の場合 ヒトゲノム編集胚等の作成、譲受け又は輸入の日のうちいずれか早い日 二 前号に掲げる場合以外の場合 ヒトゲノム編集胚等の使用を行う場合における当該使用の日 2 前項の規定による届出は、次に掲げる用途ごとに、これをしなければならない。	一 研究に関するものとして、次に掲げるいずれかの用途 イ 臨床研究(医薬品等(臨床研究法(平成二十九年法律第十六号)第二条第三項に規定する医薬品等をいう。)を人に対して用いることにより、当該医薬品等の有効性又は安全性を明らかにする研究をいう。以下この号において同じ。)以外の研究であつて、生殖医療に係る研究その他のことも(こども家庭庁設置法令和四年法律第七十五号)第三条第一項に規定することもをいう。)及び妊産婦その他母性の保健の向上に係る研究として政令で定めるもの ロ 臨床研究以外の研究であつて、公衆衛生の向上及び増進に係る研究(イの政令で定めるものを除く。)として政令で定めるもの ハ 臨床研究以外の研究であつて、イ及びロに掲げるものの以外のもの 二 臨床研究 三 研究以外の用途 取扱計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 3 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 その取扱いを行うヒトゲノム編集胚等の種類及び個数その他の分量 三 ヒトゲノム編集胚等の作成を行う場合にあっては、次に掲げる事項 イ 当該ヒトゲノム編集胚等の作成の方法 ロ 当該ヒトゲノム編集胚等の作成の予定日 ハ 当該ヒトゲノム編集胚等の作成のために、他のヒトゲノム編集胚等の使用する場合にあっては、当該他のヒトゲノム編集胚等の種類及び個数その他の分量	二 ハの他のヒトゲノム編集胚等の作成を行う場合にあっては、次に掲げる事項 (1) 当該他のヒトゲノム編集胚等の作成の方法 (2) 当該他のヒトゲノム編集胚等の作成の予定日 ホ ハの他のヒトゲノム編集胚等の譲受け又は輸入をする場合にあっては、次に掲げる事項 (1) 当該他のヒトゲノム編集胚等に用いられたゲノム編集技術等の内容 (2) 当該他のヒトゲノム編集胚等の譲受け又は輸入の予定日 四 ヒトゲノム編集胚等の譲受け又は輸入をする場合にあっては、次に掲げる事項 イ 当該ヒトゲノム編集胚等に用いられたゲノム編集技術等の内容 ロ 当該ヒトゲノム編集胚等の譲受け又は輸入の予定日 五 ヒトゲノム編集胚等を前項第一号に掲げる用途で取り扱う場合にあっては、当該研究の内容及び当該研究での使用の内容 六 ヒトゲノム編集胚等を前項第二号に掲げる用途で取り扱う場合にあっては、主務省令で定める研究以外の用途の区分に応じ、ヒトゲノム編集胚等の研究以外の用途の内容及び当該用途での取扱いに関する事項として主務省令で定めるもの 七 前各号に掲げるもののほか、ヒトゲノム編集胚等の取扱いに関する事項として主務省令で定める事項 4 第一項の規定による届出をした者は、その届出をした取扱計画書(この項若しくは次項本文	の規定による変更の届出又は同項ただし書の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下「届出取扱計画書」という。)に係る前項各号に掲げる事項について主務省令で定める重要な変更(次条第一項及び第十二条の規定による届出取扱計画書に記載された事項の変更の命令に基づく変更を除く。)をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。 5 第一項の規定による届出をした者は、前項の場合を除き、届出取扱計画書に係る第三項各号に掲げる事項につき変更をしたときは、遅滞なく、主務省令で定めるところにより、当該変更の内容を主務大臣に届け出なければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更をしたときは、この限りでない。 (届出に係るヒトゲノム編集胚等の取扱いに対する措置命令) 第七条 主務大臣は、前条第一項又は第四項の規定による届出があつた場合において、その届出に係るヒトゲノム編集胚等の取扱いが指針に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、当該ヒトゲノム編集胚等の取扱いの中止又はその方法の改善、届出取扱計画書に記載された事項の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 2 主務大臣は、前条第一項又は第四項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。この場合において、主務大臣は、その届出をした者に対し、遅滞なく、当該短縮後の期間を通知しなければならない。
---	--	--	---

〔届出に係るヒトゲノム編集胚等の作成等の制限〕 第八条 第六条第一項又は第四項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日（前条第二項後段の規定による通知があったときは、その通知に係る期間）を経過した後でなければ、それぞれ、届出取扱計画書に基づくヒトゲノム編集胚等の作成、譲受け若しくは輸入又は使用をしてはならない。 （偶然の事由によるヒトゲノム編集胚等の生成の届出）	一 作成、譲受け若しくは輸入をし、若しくは保有をし、又は偶然の事由により生じたヒトゲノム編集胚等の種類及び個数その他の分量 二 届出取扱計画書に係るヒトゲノム編集胚等の作成、譲受け若しくは輸入の時期又は偶然の事由により生じたヒトゲノム編集胚等の生成の時期 三 届出取扱計画書に係るヒトゲノム編集胚等の取扱いの経過又は偶然の事由により生じたヒトゲノム編集胚等の取扱いの経過 四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項	第九條 第六條第一項の規定による届出をした者は、偶然の事由により届出取扱計画書に係るヒトゲノム編集胚等から別のヒトゲノム編集胚等が生じたときは、主務省令で定めるところにより、速やかに、次に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならない。ただし、当該生じたヒトゲノム編集胚等の廃棄を直ちに行う場合は、この限りでない。 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 生じたヒトゲノム編集胚等の種類及び個数その他の分量 三 生じたヒトゲノム編集胚等の生成の時期 四 生じたヒトゲノム編集胚等の管理の方法 五 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項	第十條 第六條第一項又は前条の規定による届出をした者は、主務省令で定めるところにより、届出取扱計画書又は同条の規定による届出に係るヒトゲノム編集胚等について、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。	令和八年六月十六日 衆議院會議録第二十五号
（ヒトゲノム編集胚等の取扱いに対する措置命令） 第十二条 主務大臣は、第六条第一項又は第九条の規定による届出をした者がヒトゲノム編集胚等の取扱いを開始した後、当該ヒトゲノム編集胚等の取扱いが指針に適合しないものであると認めるときは、その届出をした者に対し、当該ヒトゲノム編集胚等の取扱いの中止又はその方法の改善、届出取扱計画書に記載された事項の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 （個人情報保護）	第十三条 第六條第一項の規定による届出をした者は、届出取扱計画書に係るヒトゲノム編集胚等の作成に用いられたヒト胚又はヒト生殖細胞の提供者の個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 （報告徴収）	第十四条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第六条第一項又は第九条の規定による届出をした者に対し、届出取扱計画書又は同条の規定による届出に係るヒトゲノム編集胚等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求めることができる。 （立入検査）	第十五条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第六条第一項若しくは第九条の規定による届出をした者の事務所若しくは研究施設に立ち入り、その者の書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により職員が事務所又は研究施設に立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 （主務大臣等）	第十六条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる第六條第一項の規定による届出をした者の同条第二項各号に掲げる用途の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める大臣とする。 一 第六條第二項第一号イに掲げる用途 内閣総理大臣及び文部科学大臣 二 第六條第二項第一号ロに掲げる用途 厚生労働大臣、内閣総理大臣及び文部科学大臣 三 第六條第二項第一号ハに掲げる用途 文部科学大臣 四 第六條第二項第一号ニ又は第二号に掲げる用途 厚生労働大臣 2 第十四条及び前条第一項の規定による主務大臣の権限は、前項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、厚生労働大臣、内閣総理大臣又は文部科学大臣がそれぞれ単独で行使することを妨げない。 3 厚生労働大臣、内閣総理大臣及び文部科学大臣は、第一項各号に掲げる用途に係る事務を円滑に実施するため、取扱計画書の共有その他の必要な情報の交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

4 この法律における主務省令は、厚生労働省令・内閣府令・文部科学省令とする。 (権限の委任) 第十七条 この法律に規定する内閣総理大臣の権限(政令で定めるものを除く。)は、こども家庭庁長官に委任する。 2 前項の規定によりこども家庭庁長官に委任された権限の一部は、政令で定めるところにより、地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。 3 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。 4 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。 (経過措置) 第十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。 (罰則) 第十九条 第三条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。 一 第六条第一項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしてヒトゲノム編	集胚等の作成、譲受け若しくは輸入又は使用をしたとき。 二 第七条第一項の規定による命令に違反したとき。 三 第十二条の規定による命令に違反したとき。 第二十一条 第八条の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 第二十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。 一 第六条第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 二 第九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 三 第十条第一項の規定による記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成したとき。 四 第十条第二項の規定に違反したとき。 五 第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 六 第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 七 第十五条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。 第二十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。	附 則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、附則第五条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。 (検討) 第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況、ゲノム編集技術等を取り巻く状況の変化等を勘案し、この法律の規定に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。 (ヒトゲノム編集胚等の取扱いに関する経過措置) 第三条 この法律の施行の際現にその保有するヒトゲノム編集胚等についてヒトゲノム編集胚等の取扱いを行う者においては、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して六月を経過する日までの間(当該期間内に次項の規定により届出をした者においては、当該届出までの間。以下「猶予期間」という。は、第五条及び第六条第一項の規定は適用しない。 2 前項のヒトゲノム編集胚等の取扱いを行う者が、猶予期間を経過して引き続き当該ヒトゲノム編集胚等の取扱いを行う場合においては、猶予期間を経過する日までの間におけるヒトゲノム編集胚等の取扱いの内容及び同日後におけるヒトゲノム編集胚等の取扱いに関する計画を記載した書類を作成し、主務省令で定めるところにより、同日までの間に、これを主務大臣に届け出なければならない。 3 第六条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。この場合において、同条	第二項中「前項」とあるのは、「附則第三条第二項」と読み替えるものとする。 4 第二項に規定する書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 二 猶予期間を経過する日における取扱いに係るヒトゲノム編集胚等の種類及び個数その他の分量 三 施行日前にヒトゲノム編集胚等の作成を行い、又は施行日においてヒトゲノム編集胚等の作成を行っている場合にあつては、次に掲げる事項 イ 当該作成を行い、又は当該作成を行つているヒトゲノム編集胚等の作成の方法 ロ 当該作成を行つたヒトゲノム編集胚等の作成の日又は当該作成を行つていないヒトゲノム編集胚等の作成の予定日 ハ 当該作成を行い、又は当該作成を行つていないヒトゲノム編集胚等の作成のために、他のヒトゲノム編集胚等の使用をし、又は使用をしている場合にあつては、当該他のヒトゲノム編集胚等の種類及び個数その他の分量 二 ハの他のヒトゲノム編集胚等の作成を行い、又は作成を行つていない場合にあつては、次に掲げる事項 (1) 当該作成を行い、又は当該作成を行っている他のヒトゲノム編集胚等の作成の方法 (2) 当該作成を行つた他のヒトゲノム編集胚等の作成の日又は当該作成を行つていない他のヒトゲノム編集胚等の作成の予定日
---	--	--	--

ホ ハの他のヒトゲノム編集胚等の譲受け又は輸入をした場合にあつては、次に掲げる事項				第六条第二項第二号に掲げる用途で取り扱う場合にあつては、主務省令で定める研究以外の用途の区分に応じ、ヒトゲノム編集胚等の研究以外の用途の内容及び当該用途での取扱いに関する事項として主務省令で定めるもの			
(1) 当該他のヒトゲノム編集胚等に用いられたゲノム編集技術等の内容				七 前各号に掲げるもののほか、ヒトゲノム編集胚等の取扱いに関する事項として主務省令で定める事項			
(2) 当該他のヒトゲノム編集胚等の譲受け又は輸入の日				五 第二項の規定による届出は第六条第一項の規定による届出と、第二項の規定による届出に係る同項に規定する書類は同条第四項に規定する届出取扱計画書とそれぞれみなして、同項及び同条第五項並びに第七条から第十六条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。			
四 施行日前にヒトゲノム編集胚等の譲受け又は輸入をした場合にあつては、次に掲げる事項				第六条第二項第一号イ			
イ 当該ヒトゲノム編集胚等に用いられたゲノム編集技術等の内容				第六条第二項第一号ロ			
ロ 当該ヒトゲノム編集胚等の譲受け又は輸入の日				第六条第二項第一号ハ			
五 ヒトゲノム編集胚等を前項において準用する第六条第二項第一号に掲げる用途で取り扱う場合にあつては、当該研究の内容及び当該研究での使用の内容				第六条第二項第二号			
六 ヒトゲノム編集胚等を前項において準用する				第六条第二項第三号			
第六条第四項				第六条第二項第四号			
次項本文				第六条第二項第五号			
同項ただし書				第六条第二項第六号			
前項各号				第六条第二項第七号			
次条第一項				第六条第二項第八号			
前項				第六条第二項第九号			
第三項各号				第六条第二項第十号			
第七条第一項				第六条第二項第十一号			
前条第一項又は第四項の規定による届出があつた				第六条第二項第十二号			
第六条第二項第二号に掲げる用途で取り扱う場合にあつては、主務省令で定める研究以外の用途の区分に応じ、ヒトゲノム編集胚等の研究以外の用途の内容及び当該用途での取扱いに関する事項として主務省令で定めるもの				第六条第二項第十三号			
第六条第二項第三号に掲げるもののほか、ヒトゲノム編集胚等の取扱いに関する事項として主務省令で定める事項				第六条第二項第十四号			
第二項の規定による届出は第六条第一項の規定による届出と、第二項の規定による届出に係る同項に規定する書類は同条第四項に規定する届出取扱計画書とそれぞれみなして、同項及び同条第五項並びに第七条から第十六条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。				第六条第二項第十五号			
附則第三条第五項の規定により読み替えて適用する次項本文				第六条第二項第十六号			
同条第五項の規定により適用する次項ただし書				第六条第二項第十七号			
同条第四項各号				第六条第二項第十八号			
同条第五項の規定により読み替えて適用する前項				第六条第二項第十九号			
附則第三条第五項の規定により読み替えて適用する前項				第六条第二項第二十号			
同条第四項各号				第六条第二項第二十一号			
附則第三条第二項の規定による届出をした者が同条第五項の規定により読み替えて適用する前条第四項の規定による届出をした				第六条第二項第二十二号			
第七条第二項				第七条第二項			
前条第一項又は第四項				第七条第二項			
第八條				第八條			
第六條第一項又は第四項の規定による届出をした者				第八條			
前條第二項後段				第八條			
それぞれ、届出取扱計画書				第八條			
同條第二項各号				第八條			
第六條第二項第一号イ				第八條			
第六條第二項第一号ロ				第八條			
第六條第二項第一号ハ				第八條			
第六條第二項第二号				第八條			
前項				第八條			
第十六條第二項				第八條			
第十六條第三項				第八條			
第二十條第一号				第八條			
第二十條第二号				第八條			
第二十一條				第八條			
第二十二條第一号				第八條			
第六條第五項				第八條			
附則第三條第二項の規定による届出をした者がした同条第五項の規定により読み替えて適用する前条第四項				第八條			
附則第三條第二項の規定による届出をした者であつて、同条第五項の規定により読み替えて適用する第六條第四項の規定による届出をしたもの				第八條			
附則第三條第五項の規定により適用する前条第二項後段				第八條			
届出取扱計画書				第八條			
附則第三條第三項において準用する第六條第二項各号				第八條			
附則第三條第三項において準用する第六條第二項第一号イ				第八條			
附則第三條第三項において準用する第六條第二項第一号ロ				第八條			
附則第三條第三項において準用する第六條第二項第一号ハ				第八條			
附則第三條第三項において準用する第六條第二項第二号				第八條			
附則第三條第五項の規定により読み替えて適用する前項				第八條			
附則第三條第五項の規定により読み替えて適用する第一項各号				第八條			
附則第三條第五項の規定により読み替えて適用する第六條第四項				第八條			
附則第三條第五項の規定により読み替えて適用する第七條第一項				第八條			
附則第三條第五項の規定により読み替えて適用する第八條				第八條			
附則第三條第五項の規定により読み替えて適用する第六條第五項				第八條			

第四条 前条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

(施行前の準備)

第五条 厚生労働大臣、内閣総理大臣及び文部科学大臣は、施行日前においても、第四条第一項から第三項までの規定の例により、指針を定めることができる。

2 厚生労働大臣、内閣総理大臣及び文部科学大臣は、前項の規定により指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 第一項の規定により定められ、前項の規定により公表された指針は、施行日において第四条の規定により定められ、公表されたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

理 由

ヒト胚又はヒト生殖細胞に対してゲノム編集技術等を用いることが予測し得ない遺伝子改変をもたらす可能性があり、これにより、ヒト胚及び人の発育に重大な影響を及ぼすおそれがあること並びに当該遺伝子改変の影響が将来の世代にわたって個人や社会に重大な影響を及ぼすおそれがある

ことに鑑み、ヒトゲノム編集胚等を人又は動物の胎内に移植することを原則として禁止するとともに、ヒトゲノム編集胚等の作成、譲受け及び輸入並びに使用を規制し、その他ヒトゲノム編集胚等の適正な取扱いを確保するための指針を策定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本法案は、ヒト胚又はヒト生殖細胞に対してゲノム編集技術等を用いることが予測し得ない遺伝子改変をもたらす可能性があり、これにより、ヒト胚及び人の発育に重大な影響を及ぼすおそれがあること等に鑑み、人の生命及び身体の安全の確保を図り、併せて科学技術の健全な発展に寄与するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 ヒトゲノム編集胚等を人又は動物の胎内に移植することを原則として禁止すること。

2 厚生労働大臣、内閣総理大臣及び文部科学大臣(以下「主務大臣」という。)は、ヒトゲノム編集胚等の適正な取扱いを確保するため、指針を定めなければならないこととし、ヒトゲノム編集胚等の取扱いは、指針に従って行わなければならないこととする。

3 ヒトゲノム編集胚等の取扱いを行う者は、取扱計画書を作成し、主務大臣に届け出なければならないこととともに、原則として当該届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、ヒトゲノム編集胚等の作

成、譲受け若しくは輸入又は使用をしてはならないこととする。

4 主務大臣は、届出のあった取扱計画書が指針に適合しないと認めるときは、当該届出に係るヒトゲノム編集胚等の取扱いの中止、取扱計画書の変更その他必要な措置の実施を命ずることができることとする。

5 禁止行為に違反してヒトゲノム編集胚等を人又は動物の胎内に移植した者等に対する所要の罰則を設けること。

6 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を経過した日から施行すること。

二 議案の可決理由

ヒト胚又はヒト生殖細胞に対してゲノム編集技術等を用いることが予測し得ない遺伝子改変をもたらす可能性があり、これにより、ヒト胚及び人の発育に重大な影響を及ぼすおそれがあること等に鑑み、人の生命及び身体の安全の確保を図り、併せて科学技術の健全な発展に寄与するため、所要の措置を講ずることは、時宜に適合するものと認め、本法案は可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和八年六月十二日

厚生労働委員長 大串 正樹

衆議院議長 森 英介殿

(別紙)

ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項につい

て適切な措置を講ずるべきである。

一 ゲノム編集技術等の技術の範囲及びヒトゲノム編集胚等の取扱いに係る具体的運用については、急速な技術の進展の動向を的確に把握し、専門的知見を十分に踏まえ、政令、指針等において適切に定めること。

二 違法な胎内移植が内密に遂行されることを防止するため、ヒトゲノム編集胚等の取扱いに係る届出が確実に行われるよう周知を徹底すること。また、報告徴収等により得られた情報を最大限活用しつつ、研究機関における法令及び指針の遵守状況並びに研究の実施状況を適切に把握し、取扱いの適切性は正及び必要な指導監督を行うこと。さらに、無届又は違法な取扱いに関する情報を適切に把握するため、相談及び通報を受け付ける体制を整備するとともに、関係省庁間の情報共有を図り、必要に応じて捜査機関その他の関係機関と連携すること。

三 動物の胎内に移植する場合で、その胎内において胎盤の形成を開始する可能性がないものとして政令で定める要件については、研究機関におけるヒトゲノム編集胚等の取扱いの実態と乖離したものとならないよう、専門的知見を踏まえ十分に検討した上で、胎盤の形成を開始する可能性がないことが科学的に担保され、かつ、個体産生に至ることがない適切な要件を定めること。

四 指針の策定及び変更に当たっては、総合科学技術・イノベーション会議の意見のほか、国民の意見を十分聴取すること。

五 ヒトゲノム編集胚等の臨床利用に関しては、安全性の評価に関する考え方の構築、社会的倫理的課題に対応する体制の整備等が必要である

ことを踏まえ、諸外国の動向や技術水準の進展等を十分に把握し、それらも考慮しつつ、社会的受容性を確認しながら継続的に検討を行い、その結果に基づき、必要に応じて制度上の対応を適時適切に講ずること。 六 ヒトゲノム編集胚等の臨床利用に関する検討に当たっては、生殖補助医療や遺伝性・先天性疾患に対する医療を受ける者の意見を十分に聴くとともに、特定の疾病、障害又は身体的特徴を有する者及びその家族、医療従事者、生命倫理に関する専門家その他の幅広い当事者及び関係者の意見を十分に聴くこと。また、本法により届け出られる基礎的研究の内容も最大限活用すること。 七 ヒトゲノム編集胚等の取扱いに関する制度の運用及び今後の検討に当たっては、人の尊厳及び生命倫理を尊重するとともに、将来世代への影響に十分留意し、また、多様性及び包摂性に十分配慮し、国民の理解の促進及び社会的信頼の確保に努めること。		国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正 附 則 この法律は、日本学術会議法(令和七年法律第七十号)の施行の日から施行する。 理 由 日本学術会議法(令和七年法律第七十号)により日本学術会議が法人として設立され、内閣府本府に特別の機関として置かれている日本学術会議が廃止されるに伴い、出版物の納入義務に関する規定を整備するとともに、国立国会図書館支部	
日本学術会議 日本学術会議法(令和七年法律第七十号)		国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律 提出者 議院運営委員長 山口 俊一 令和八年六月十六日 右の議案を提出する。 国立国会図書館法及び国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律 別表第一脱炭素成長型経済構造移行推進機構の項の次に次のように加える。 第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。	
国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律		日本学術会議図書館を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。	

